

佐久市水防計画

佐久市役所総務部 危機管理課

目 次

水防用語の説明	1
第1章 総則	4
第2章 水防事務の処理	4
第3章 水防本部の設置及び組織事務分担表	4
第1 水防本部の設置基準	4
第2 水防本部の組織及び事務分掌	4
別図 水防本部機構図	5
第4章 気象業務法の規定に基づく警報・注意報等並びに水防法の規定に基づく洪水予報及び水防警報	6
第5章 出動及び水防活動	20
第1 非常配備	20
第2 水防巡視	23
第3 佐久市内雨量計設置箇所	27
第4 気象予報等の情報収集	29
第5 水防信号	30
第6 水防作業	30
第7 水防活動時の安全管理	31
第8 決壊（被害情報）の通報	32
第9 避難のための立ち退き	32
第10 非常配備の解除	33
第11 水防活動報告	33
第6章 水防倉庫及び水防資器材	33
第7章 水防訓練	34
第8章 洪水浸水想定区域における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	34
第9章 公用負担	35
第1 公用負担の権限	35
第2 公用負担権限委任証	35
第3 公用負担の証書	35

第 1 0 章	公務災害補償	3 5
第 1 1 章	佐久市防災行動計画（タイムライン）	3 5
第 1 2 章	避難指示等の発令基準	3 6
第 1	警戒レベルによる避難行動等	3 6
第 2	高齢者等避難等の発令	3 7
第 3	避難指示等の情報伝達	3 7
第 1 3 章	佐久市内の河川、ダム及びため池並びに重要水防区域の状況	3 8
第 1	河川、ダム及びため池の状況	3 8
第 2	重要水防区域の状況	4 1
第 1 4 章	水防上重要なダム及び水門の操作	4 4
別表		
別表 1	水防本部各部及び各班の事務分掌	4 6
別表 2	関係機関への連絡	5 2
別表 3	佐久市水防団組織図	5 3
別表 4	洪水時避難場所	5 4
別表 5	佐久市内水防倉庫	5 9
別表 6	各水防庫に配備されている主な水防資器材	6 0
別表 7	土のう用砂配置場所	6 0
別表 8	洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨及び計画規模降雨）内にある 要配慮者利用施設	6 7
別表 9	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設	7 1
別表 1 0	医療救護先	7 2
別表 1 1	その他の医療機関	7 3
別表 1 2	水害及び土砂災害における佐久市防災行動計画（タイムライン）	7 4
様式 1	公用負担命令書・受領書	7 6
様式 2	水防活動実施報告書	7 7
佐久市水防協議会委員		7 8

水防用語の説明

用語	名称	説明
水防管理団体 (水防法第2条)	佐久市	・水防の責任を有する市町村をいう。
水防管理者 (水防法第2条)	佐久市長	・水防管理団体である市町村の長をいう。
指定水防管理団体 (水防法第4条)	佐久市	・水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものとして、県知事が指定した水防管理団体をいう。
一級河川 (河川法第4条)	千曲川等	・国土保全上または国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定したものをいう。
河川管理者 (河川法第7、9条)	国土交通大臣 長野県知事	・河川を管理する者をいう。 ・一級河川の管理は、国土交通大臣が行い、国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る事務は、県知事が行う。
佐久市水防団 (水防法第5条)	佐久市消防団	・水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。佐久市では、消防団をもって充てる。
水防本部	佐久市 水防本部	・次に示すいずれかの事態が生じたときに設置する。 (1) 気象業務法第13条に基づく大雨警報及び洪水警報が発表され、水防管理者が必要と認めたときに設置する。 (2) 水防法第11条に基づく洪水予報が発表され、かつ、水防法第16条に基づく水防警報(状況)が発表されたときで、水防管理者が必要と認めたときに設置する。 (3) その他、水防管理者が必要と認めたとき設置する。
水防計画 (水防法第2条)		・水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動、水防活動への県知事の協力並びに水防に必要な資器材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めたものをいう。
特別警報 (気象業務法施行令第5条)		・大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪及び大雪に関して、それぞれ数十年に一度の降雨量や暴風、降雪量などが予想される場合に気象庁から発表される警報。

水防用語の説明

用語	説明	
洪水予報河川 (水防法第 11 条)	・流域面積が大きい河川のうち、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして河川管理者が指定した河川。 - また、佐久市内における洪水予報指定河川は、千曲川である。 - 佐久市内における洪水予報区間は、佐久市下越（臼田橋）から小諸市境までである。（P10～13、19）	
洪水予報 (水防法第 11 条)	・河川の水位や流域の降水量から、洪水発生のおそれや氾濫警戒を判断し、河川管理者と気象庁が共同で、水防管理者に直接する通知を洪水予報という。佐久市は、この通知を受けたときは、水防本部を設置する。（P10）	
	レベル 1 水防団待機水位	・水防管理団体が水防体制に入る水位。 - 水防団へ情報提供。
	レベル 2 氾濫注意水位	・水防団待機水位を超える水位であり、水位上昇による災害の発生を警戒すべき水位。 - 水防団の詰所待機や出動の目安となる水位である。
	レベル 3 避難判断水位	・水防管理者が高齢者等避難を発令する目安であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。
	レベル 4 氾濫危険水位	・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、水防管理者の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
	レベル 5 氾濫発生情報	・洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
水位周知河川 (水防法第 13 条)	・洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして河川管理者が指定した河川。 又、佐久市内における水位周知河川は、千曲川及び湯川である。 ※千曲川は、佐久穂町境から佐久市下越（臼田橋）までである。（P14、19） ※湯川は、御代田町境から佐久市鳴瀬（千曲川合流点）までである。（P14、19）	
水位周知河川に おける水位到達情報 (水防法第 13 条)	・水位周知河川において、特別警戒水位（レベル 4：氾濫危険水位に相当）に達したときに、水位又は流量を示して通知される情報。（P14）	
	通報水位	[レベル 1] ・出水時に通報を始める水位。水防団待機水位に相当。
	警戒水位	[レベル 2] ・気象庁が洪水注意報を発表する指標。氾濫注意水位に相当。
	特別警戒水位	[レベル 4] ・水位周知河川において、洪水による発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当。
リードタイム	・避難時間帯。避難所開設から、誘導、避難完了までに要する時間。	

水防用語の説明

用語	説明
水防警報 (水防法第 16 条)	・洪水等により相当な損害が生じるおそれがあると河川管理者が指定した河川について、所定の水位に達し、さらに災害が起こるおそれがあるときに、河川管理者が水防団の出動が必要と判断して、水防管理者に通知する警報である。佐久市内における水防警報指定河川は、千曲川及び湯川全域である。（P 15～19）
重要水防区域	・現在の堤防の状態や過去の水害の実績などから、洪水等に際して水防上重要な区域として県が定めている。（P 41～43）
洪水浸水想定区域 (水防法第 14 条)	・洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨（1,000 年確率程度）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として河川管理者が指定した区域をいう。
要配慮者利用施設	・老人福祉施設、身体障害者更生施設、助産施設、保育所、病院等の災害時要援護者関連施設。
防災行動計画 (タイムライン)	・「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画。（P 72～73）
外水氾濫	・河川が増水し、堤防を越えたり破堤する等して堤防から水が溢れ出ること。
内水氾濫	・河川が増水や流域内の多量の降雨等により、河川外における住宅地等の排水が困難となり浸水すること。
決壊	・河川が増水により、堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。
越水	・河川の水が堤防を越えてあふれ出ること。
洪水（又は氾濫）	・河川の水位や流量が常に増大することにより、平常の河道から河川内に水があふれること及び堤防等から河川の外側に水があふれること。
洗堀	・激しい川の流れ等によって、堤防表法面の土や河岸及び河床が削られること。
浸透	・河川の水位が高くなると川側から堤防内に向かって浸透流という水の流れが発生。この浸透流により、堤体の土砂が堤防断面から湧出し、その箇所が泥状となり土砂が流れ出ること。
浸食	・洪水流により土砂が洗い流されること。
漏水	・河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みち（水の通過する部分）ができて、居住側堤防斜面に川の水が漏れること。
浸水	・ものが水に浸ったり、水が入りこむこと。 床上浸水：住家の床より上に浸水したもの。 床下浸水：床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
冠水	・出水や氾濫により普段は水のない土地が水につかること。

第1章 総則

目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体たる佐久市が同法の規定に基づき、佐久市の地域に係る洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2章 水防事務の処理

事務処理について

- 1 目的を達成するために、水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消されるまでの間、佐久市は、この水防計画に基づいて、水防事務を処理するものとする。
ただし、水防本部は、佐久市災害対策本部又は佐久市警戒本部が設置されたときには、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- 2 佐久市は、水防法第 33 条の規定に基づいて作成した水防計画を、長野県知事に届け出なければならない。
- 3 届け出た水防計画は、関係機関に周知しておかなければならない。

第3章 水防本部の設置及び組織事務分担表

第1 水防本部の設置基準

水防本部は、次に示すいずれかの事態が生じたときに設置する。

- 1 気象業務法第 13 条に基づく大雨警報及び洪水警報が発表され、水防管理者が必要と認めたとき。
- 2 水防法第 11 条に基づく洪水予報が発表され、かつ、水防法第 16 条に基づく水防警報（状況）が発表され、水防管理者が必要と認めたとき。
- 3 その他、水防管理者が必要であると認めたとき。

第2 水防本部の組織及び事務分掌

- 1 水防本部の事務局は総務部に置き、水防本部の組織及び事務分掌は、（別図）「水防本部機構図」（P 5）並びに別表 1「水防本部各部及び各班の事務分掌」（P 46～52）、別表 2「関係機関への連絡」（P 52）及び別表 3「佐久市水防団組織図」（P 53）によるものとする。
- 2 水防活動は、佐久市水防団（佐久市消防団）が行う。

(別図) 水防本部機構図



第4章 気象業務法の規定に基づく警報・注意報等並びに水防法の規定に基づく洪水予報及び水防警報

1 気象業務法の規定に基づく警報・注意報等（気象業務法第13条）

気象業務法の規定に基づき、長野地方気象台が一般の警戒若しくは注意を促すため、又、水防活動の利用のために発表する気象、地象及び水象についての警報・注意報並びに情報をいう。

警報・注意報は、解除されるまで継続され、新たな警報・注意報が発表されたときには、自動的に更新される。

（1）一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4条及び第5条）

種類	発表基準（令和6年5月現在）		
大雨注意報	・かなりの降雨があつて被害が予想される場合。		
	大雨注意報基準	（浸水害）	表面雨量指数基準：5 ※2
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準：76 ※3
大雨警報 ※1	・大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 佐久市は、水防管理者が必要と認めたときに、水防本部を設置する。		
	大雨警報基準	（浸水害）	表面雨量指数基準：7 ※2
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準：100 ※3
大雨特別警報	・台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 佐久市は、この警報が発表されたときに、水防本部を設置する。		
	大雨特別警報雨量基準		3時間雨量：96mm 48時間雨量：295mm
	土壌雨量指数基準		191
洪水注意報	・洪水により災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	流域雨量指数基準 ※4	布施川流域＝5.7、濁川流域＝5.8、 湯川流域＝19.6、中沢川流域＝3.6、 片貝川流域＝5.7、滑津川流域＝15.5、 志賀川流域＝10.4、雨川流域＝7.8、 谷川流域＝4.7、鹿曲川流域＝14、 細小路川流域＝6.5、八丁地川流域＝10.4	
	複合基準 ※5	布施川流域＝（5、5.5）、湯川流域＝（5、15.7）、 中沢川流域＝（5、2.9）、片貝川流域＝（5、4.5）、 滑津川流域＝（5、15.5）、志賀川流域＝（5、8.3）、 雨川流域＝（5、7.8）、谷川流域＝（5、4.7）、 鹿曲川流域＝（5、9.6）、細小路川流域＝（5、5.2）、 千曲川流域＝（5、33.4）	
	指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕	

種類	発表基準（令和6年5月現在）	
洪水警報	・洪水により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 佐久市は、水防管理者が必要と認めたときに、水防本部を設置する。	
	流域雨量指数基準 ※4	布施川流域＝7.2、濁川流域＝7.3、 湯川流域＝24.5、中沢川流域＝4.5、 片貝川流域＝7.2、滑津川流域＝19.4、 志賀川流域＝13.1、雨川流域＝9.8、 谷川流域＝5.9、鹿曲川流域＝17.5、 細小路川流域＝8.2、八丁地川流域＝13.1
	複合基準 ※5	布施川流域＝(7、7)、湯川流域＝(5、23.6)、 中沢川流域＝(7、4)、滑津川流域＝(5、19.2)、 志賀川流域＝(5、12.9)、雨川流域＝(5、8.8)、 谷川流域＝(5、5.9)、鹿曲川流域＝(7、12.9)、 千曲川流域＝(7、37.1)
	指定河川洪水予報による基準	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
記録的 短時間大雨情報	・1時間雨量 100mm	
顕著な大雨に 関する気象情報	1 解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算降雨量が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 2 1の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3 1の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過 ※上記1～4全ての条件を満たした場合に気象庁が発表します。 ※情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は、再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表します。	

（表中の数値は、長野地方気象台が発表する佐久市の数値）

- ※1 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表される。
- ※2 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮し、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものであり、大雨警報・注意報の発表基準に用いる。

- ※3 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す数値をいい、気象台が、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の発表基準に用いている。
- ※4 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生危険性を示す数値で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数をいい、気象台が、洪水警報・注意報の発表基準に使用しているものである。
- ※5 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

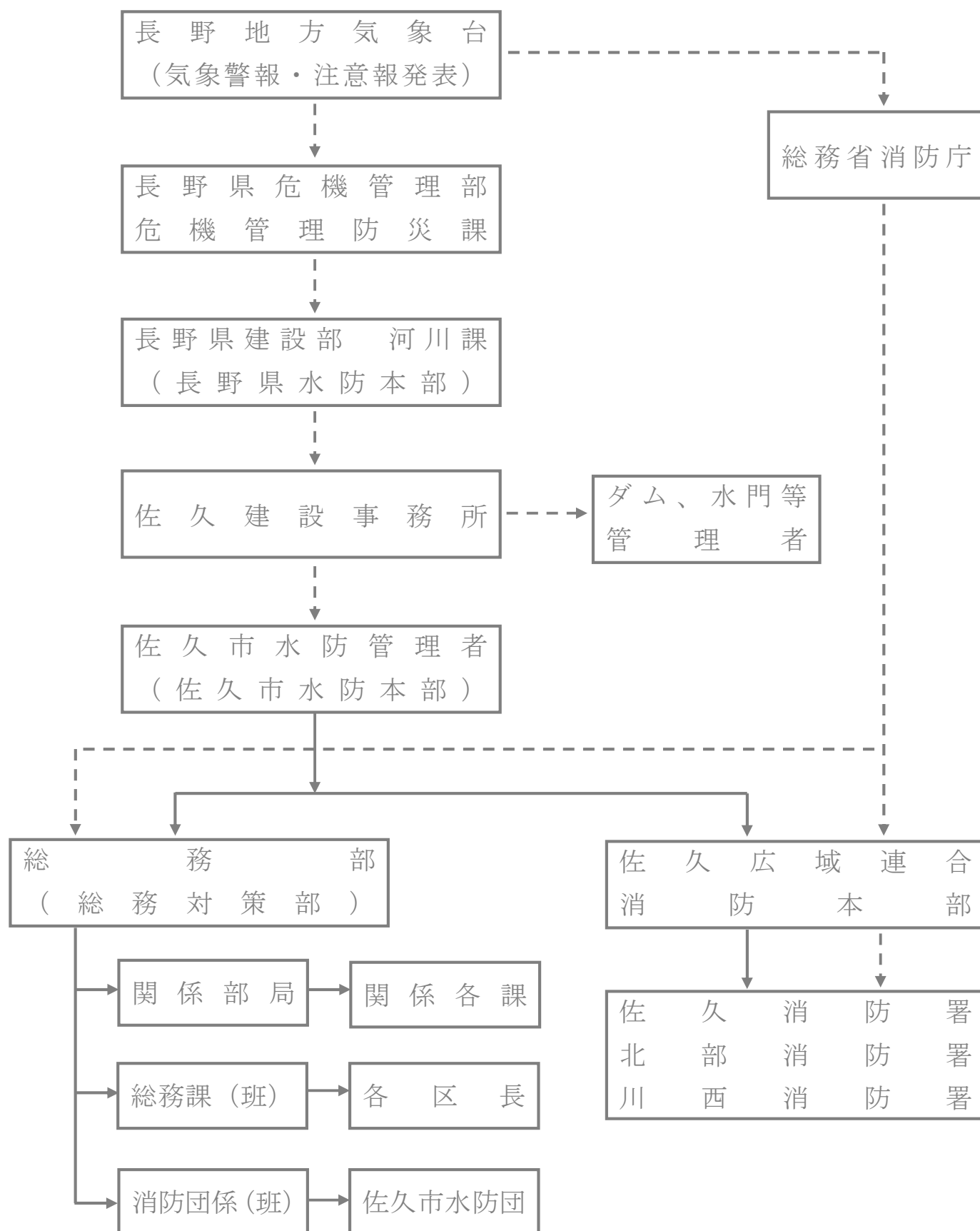
(2) 標題を出さずに発表される警報・注意報及び情報（気象業務法施行令第4条）

種類	発表基準
浸水注意報	・大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。なお、この注意報は、大雨注意報又は融雪注意報に含めて発表される。
浸水警報	・浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 なお、この警報は、大雨特別警報又は大雨警報に含めて発表される。
地面現象注意報	・大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。なお、この注意報は、大雨注意報、なだれ注意報又は融雪注意報に含めて発表される。
地面現象警報	・大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。なお、この警報は、大雨警報に含めて発表される。
情報	・台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、事前予告及び警報発表時の補完として、一般の利用に供するため随時発表される。

(3) 水防活動の利用に適合する警報・注意報（気象業務法施行令第7条）

種類	発表基準
水防活動用大雨注意報	・一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
水防活動用大雨警報	・一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
水防活動用洪水注意報	・一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
水防活動用洪水警報	・一般の利用に適合する洪水警報と同じ。

(4) 気象警報・注意報の連絡系統



※-----→(点線矢印) は、ファクシミリ等による連絡を示す。

2 水防法の規定に基づく予報・警報等

(1) 洪水予報（水防法第 11 条）

佐久市では、千曲川において、長野県知事（長野県建設部河川課）と気象庁（長野地方気象台）が洪水発生のおそれがあると判断したときに、佐久市長に直接通知される。

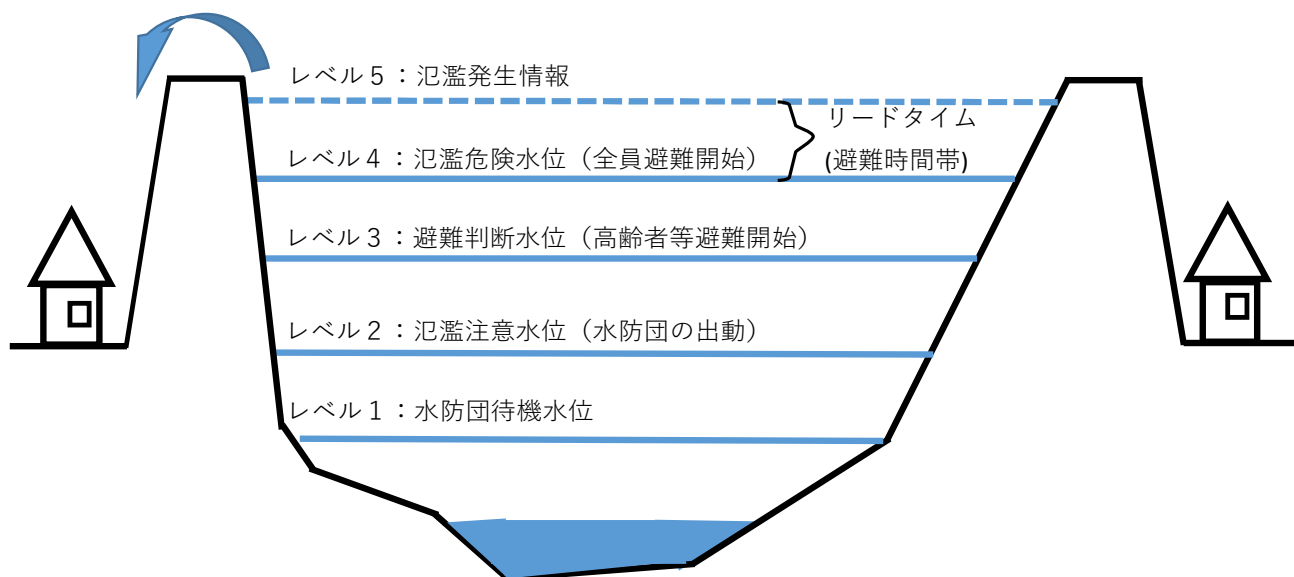
佐久市は、この通知を受けたときに、水防本部を設置する。

また、洪水予報の伝達系統は P 11 に、洪水予報の発表形式は P 12・13 にそれぞれ示す。

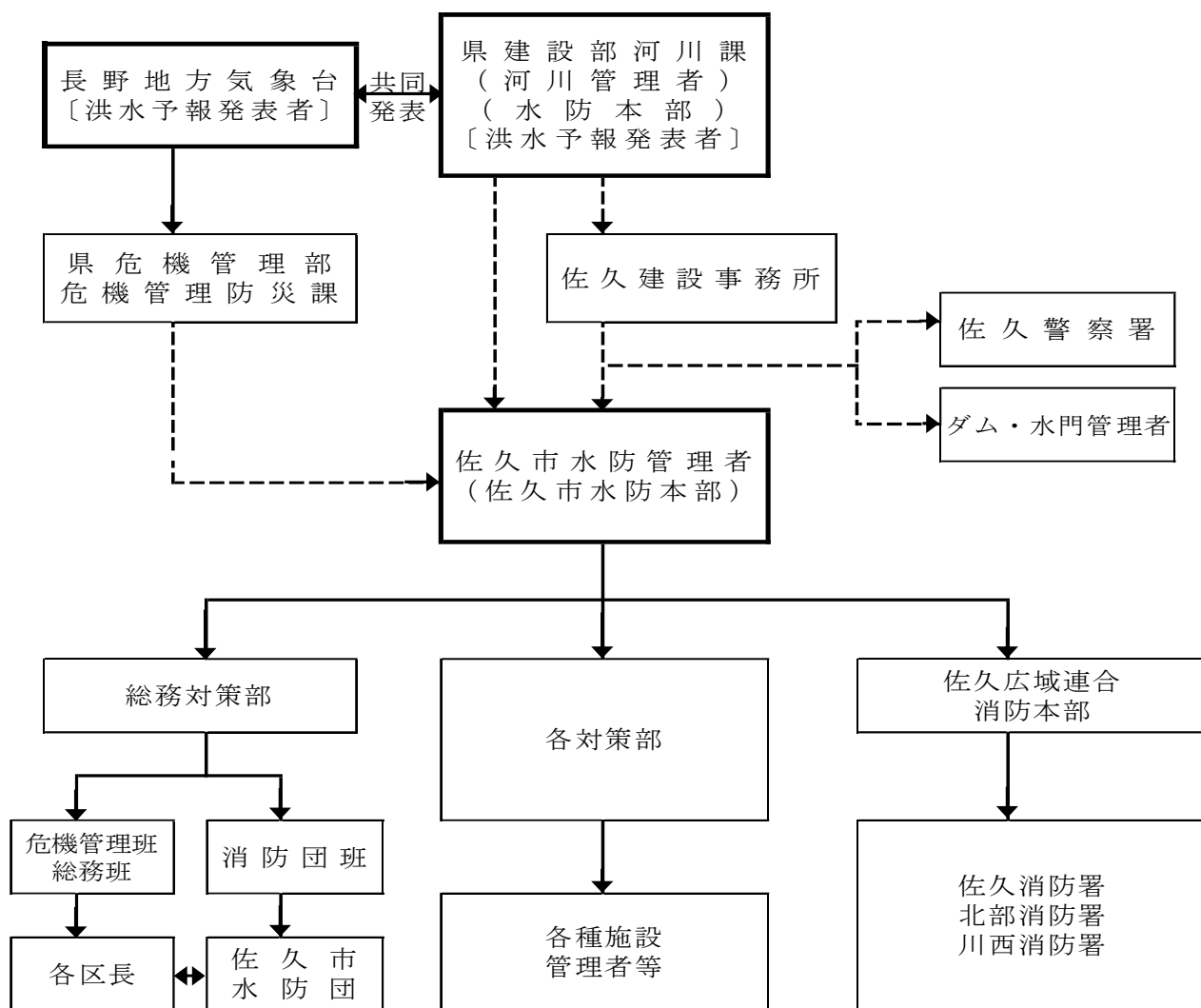
ア 洪水予報の発表時期と基準

気象種類	洪水予報の表題 基準地点水位 (洪水危険度)	発表基準	発表時期等
洪水注意報	(レベル 1) 水防団待機水位	・基準地点の水位が、 氾濫注意水位を超え、 なお、水位上昇により 災害の発生するおそ れがあるとき。	・水防団が待機する水位。
	(レベル 2) 氾濫注意情報 氾濫注意水位		・基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、 さらに水位の上昇が見込まれるとき。 水防団が出動又は詰所待機する水位。
洪水警報	(レベル 3) 氾濫警戒情報 避難判断水位	・溢水・氾濫等により 相当な損害を生じる おそれがあるとき。	・基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険 水位に到達することが見込まれるとき。 ・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が 見込まれるとき。 ※水防管理者の高齢者等避難の発令目安とな る水位である。 ただし、高齢者等避難は、市、要配慮者 利用施設等及び消防機関が緊密に連携し発令 する。
	(レベル 4) 氾濫危険情報 氾濫危険水位		・基準地点の水位、が氾濫危険水位に達した とき。 ※水防管理者の避難指示の発令判断の目安と なる水位である。 ただし、避難指示は、市、地元区及び 消防機関が緊密に連携し発令する。
	(レベル 5) 氾濫発生情報		・洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

イ 洪水予報発表の水位のイメージ（佐久市内水位基準観測所（P23）参照）



ウ 洪水予報の伝達系統



---▶ はファクシミリ等による連絡を示す。

エ 洪水予報の発表形式（例）

（ア）洪水予報の佐久市に関する発表（例：●）（氾濫注意情報の場合）

千曲川氾濫注意情報

千曲川洪水予報第○号
洪水注意報（発表）
●年●月●日●時●分

千曲川河川事務所 長野地方気象台 共同発表

千曲川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

指定河川洪水予報（予報区域） 氾濫注意情報 洪水注意報（発表） 千曲川上流

【主文】

千曲川の（下越）・（塩名田）水位観測所（佐久市）では、●日●時●分ころに、氾濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込です。今後の洪水予報に注意してください。

氾濫による浸水が想定される地区：○○地区、○○地区

【雨量情報】

1時間に○○ミリの雨が降っています。

流域	●日●時●分から●日●時●分までの 流域平均雨量	●日●時●分から●日●時●分までの 流域平均雨量の見込
千曲川流域	流域平均雨量 ●ミリ	流域平均雨量 ●ミリ

水位・流量情報

水位観測所	現況		1時間後		2時間後	
下越	水位●m	レベル2	水位●m	レベル2	水位●m	レベル2
塩名田	水位●m	レベル2	水位●m	レベル4	水位●m	レベル4

千曲川氾濫危険情報

千曲川洪水予報第○号

洪水注意報(発表)

●年●月●日●時●分

千曲川河川事務所 長野地方気象台 共同発表

千曲川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達、氾濫のおそれあり

指定河川洪水予報(予報区域) 氾濫危険情報 洪水警報 千曲川上流

【主文】

千曲川の(下越)・(塩名田)水位観測所(佐久市)では、●日●時●分ころに、氾濫危険水位(レベル4)に達しました。川沿いの佐久市、●●市、●●町のうち、堤防の無い、又は堤防の低い箇所などでは氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に注意してください。

氾濫による浸水が想定される地区:○○地区、○○地区

【雨量情報】

1時間に○○ミリの雨が降っています。

流域	●日●時●分から●日●時●分までの 流域平均雨量	●日●時●分から●日●時●分までの 流域平均雨量の見込
千曲川流域	流域平均雨量 ●ミリ	流域平均雨量 ●ミリ

水位・流量情報

水位観測所	現況		1時間後		2時間後	
下越	水位●m	レベル4	水位●m	レベル4	水位●m	レベル3
塩名田	水位●m	レベル4	水位●m	レベル3	水位●m	レベル2

(2) 水位周知河川における水位到達情報（水防法第13条）

佐久市では、千曲川及び湯川が水位周知河川に指定されている。

また、各水位観測所において、特別警戒水位に達したときに水位を示し、佐久市を含む河川上下流域の市町村に通知される。

種類	発表基準	
	千曲川	湯川
	佐久市下越水位観測所（臼田橋）	佐久市横根水位観測所（平根橋）
氾濫注意情報	・基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位：2.5m）に到達したとき。	・基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位：1.3m）に到達したとき。
氾濫警戒情報	・基準地点の水位が避難判断水位（2.7m）に到達したとき。	・基準地点の水位が避難判断水位（1.5m）に到達したとき。
氾濫危険情報	・基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位：3.1m）に到達したとき。	・基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位：2.3m）に到達したとき。
氾濫発生情報	・氾濫が発生したとき。	・氾濫が発生したとき。

水位周知河川における水位到達情報の佐久市に関する発表形式（例）

（千曲側・湯川）氾濫危険情報

●年●月●日●時●分 発表
長野県佐久建設事務所

【主文】

（千曲川・湯川）の下越観測所では、●日●時●分に氾濫危険水位（●m）に到達しました。
市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難準備をお願いします。

（参考）

（千曲川・湯川）●●観測所

（受け持ち区間：●●●●●から●●●●●）

氾濫危険水位（特別警戒水位）●m いつ氾濫してもおかしくない状態。
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。

(3) 水防警報（水防法第 16 条）

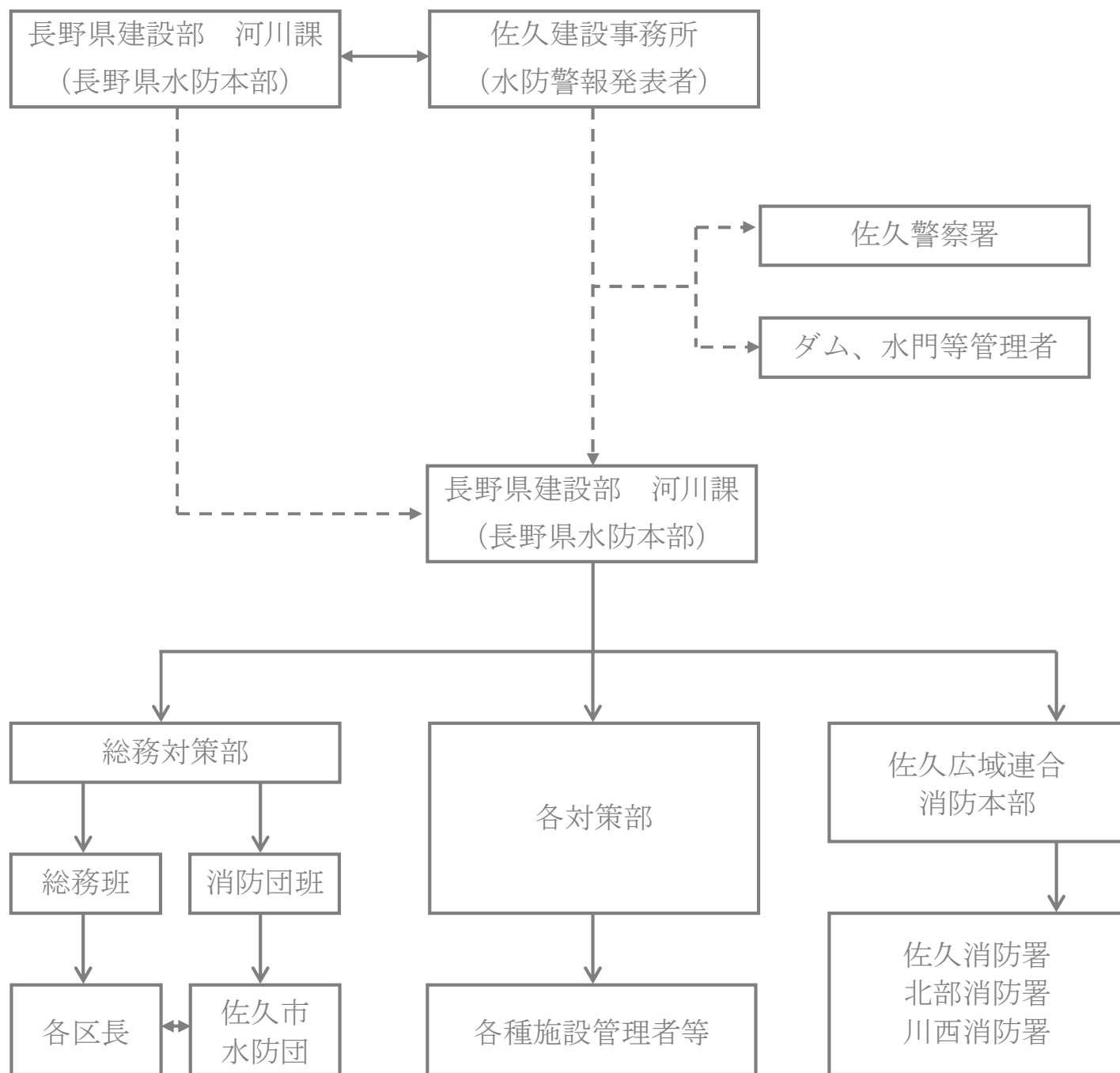
佐久市では、千曲川及び湯川において、長野県知事が水防団の出動が必要と判断した際、佐久市長に通知される。佐久市は、この通知を受けたときに、水防本部を設置する。

また、水防警報の伝達系統と発表形式は、P 16～18 に示す。

ア 水防警報の発表基準

種類	内容	発表基準	洪水予報情報
(待機)	・水位の上昇が予想されるとき、水防団が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	・気象業務法による警報・注意報及び河川状況等により必要と認めるとき。	
レベル 1 準備	・水防に関する情報連絡、資器材の整備、通信や輸送手段などの準備点検等を行うとともに、水防団に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	・雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき。 又は、河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇するおそれがあるとき。	洪水予報 レベル 1 水防団待機
レベル 2 出動	・水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。 出水状況及びその河川の状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、漏水、堤防の崩れ、亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	・洪水注意報及び洪水警報により、又は、水位、流量及び河川の状況により、氾濫注意水位・避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。	洪水予報 レベル 2 氾濫注意情報 氾濫注意水位
レベル 3 状況（警戒）			レベル 3 氾濫警戒情報 避難判断水位
レベル 4 状況（警戒）	・出水状況及びその河川の状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、越水、漏水、堤防の崩れ、亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	・洪水警報により、又は、既に氾濫危険水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	洪水予報 レベル 4 氾濫危険情報 氾濫危険水位
レベル 5 状況（警戒）	・堤防天端水位到達・越水（越流）し、氾濫発生による、氾濫水への警戒を求めるもの。	・堤防天端水位到達・越水（越流）し、氾濫が発生。	洪水予報 レベル 5 氾濫発生情報
解除	・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通告するもの。	・水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。	

イ 水防警報の伝達系統



※-----→(点線矢印) は、ファクシミリ等による連絡を示す。

(千曲川・湯川) 水防警報 (ひな形)

発表者 : 佐久建設事務所

種 類 準 備 ・ 出 動 ・ 状 況 (警戒) ・ 解 除									
発表日時 令和 年 月 日 時 分					発表対象 水位観測所 _____ 観測所				

設定水位	標準水位観測所	●●●	●●●
	区 間	佐久市●●橋・●●市●●橋	
	水防団待機水位	●.● m	●.● m
	氾濫注意水位	●.● m	●.● m
	避難判断水位	●.● m	●.● m
	氾濫危険水位	●.● m	●.● m
	通 報 先	河川課・佐久市・小諸市・上田市・東御市・佐久、小諸、軽井沢警察署・ 上田建設事務所・佐久地域振興局	

区分	番号	発表情報
現況	1	詳細は、防災FAXを参照ください。 _____の雨量は、_____日_____時 現在_____mmに達しました。 _____の雨量は、_____日_____時 現在_____mmに達しました。
	2	_____観測所の水位は、_____日_____時_____分 現在_____m _____に達しました。 _____です。 _____に下がりました。
	3	_____観測所の水位は、_____日_____時_____分 _____水防団待機水位 _____に達しました。 _____氾濫注意水位 _____を越えました。 _____氾濫危険水位 _____を下回りました。
	4	_____引き続き _____上昇しています。 水位は、_____1時間に_____mぐらいの割合で _____急激に _____下降しています。
	5	(市町村名) _____ア 堤防法面が急激な水あたり変化のため _____危険です。 _____イ 漏水があるため _____カ 決壊が予想されます。 (地区名) _____ウ 溢水の恐れがあり _____キ _____エ
	6	雨は、今後まだ_____mm程度降る恐れがあります。
予想	7	_____観測所の水位は、今後 _____更には上昇する _____と見込まれます。 _____下降する
	8	_____出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。 水防機関は _____イ 出動し、厳重に警戒してください。 _____ウ 今後の出水状況に応じて、出動人員を増やしてください。 _____エ 厳重に警戒してください。
水防団への指示	9	水防警報を解除します。
	10	ただし、 _____ア 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 _____イ 被害のあった所は応急作業を続けてください。

伝達確認	通報先	河川課	佐久市	小諸市	上田市	東御市	佐久警察署	上田建設	佐久地域
	通報者								
	受報者								
	通信時間	:	:	:	:	:	:	:	:

(千曲川・湯川) 水防警報 (例)

発表者 : 佐久建設事務所

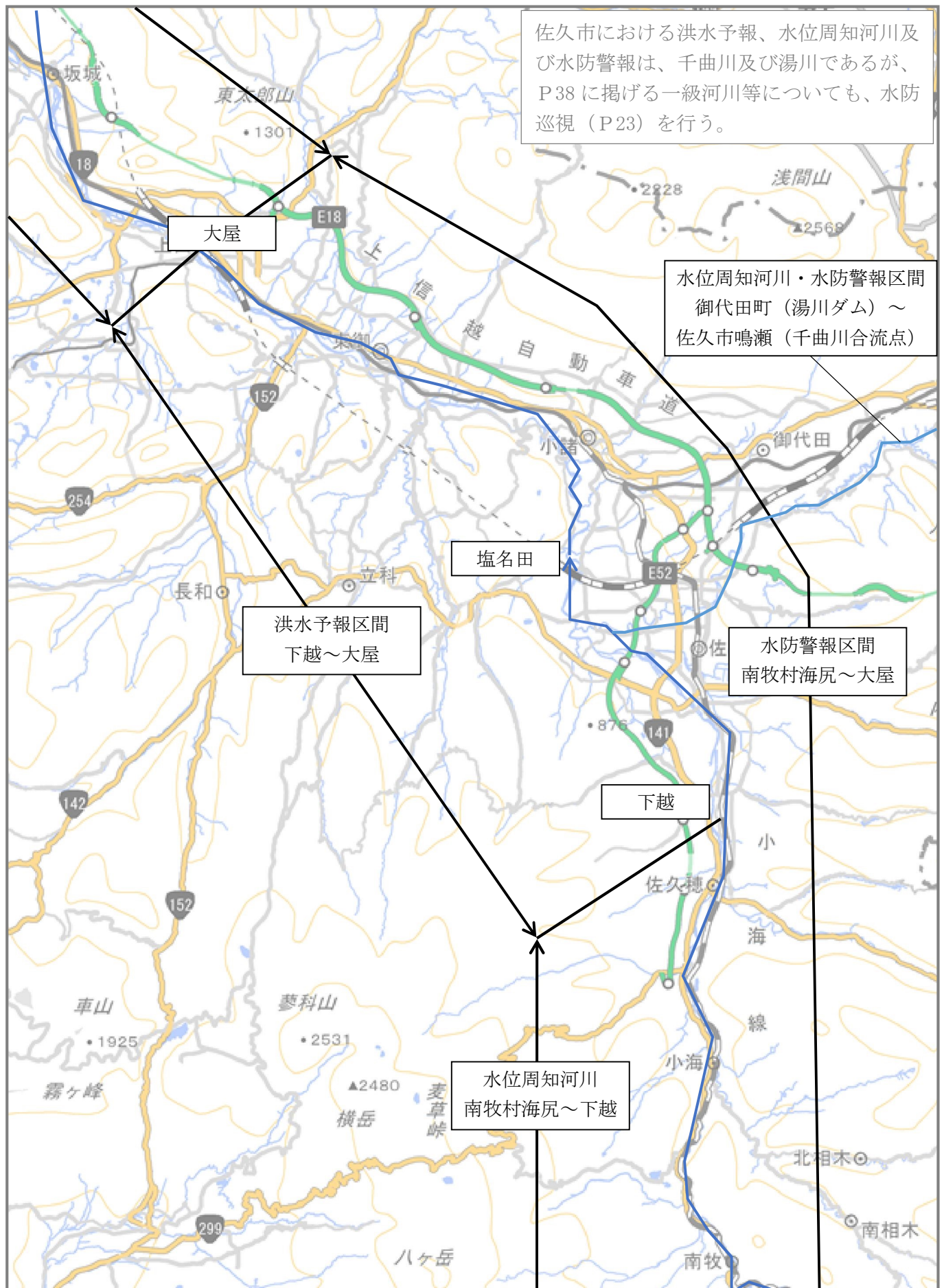
種 類	準 備	・	出 動	・	状 況 (警戒)	・	解 除
発表日時	令 和●●年●●月●●日●●時●●分		発表対象	水位観測所	●●●●観測所		

設定水位	標準水位観測所	●●●●	●●●●
	区 間	佐久市●●橋・●●市●●橋	
	水防団待機水位	●.● m	●.● m
	氾濫注意水位	●.● m	●.● m
	避難判断水位	●.● m	●.● m
	氾濫危険水位	●.● m	●.● m
通 報 先		河川課・佐久市・小諸市・上田市・東御市・佐久、小諸、軽井沢警察署・ 上田建設事務所・佐久地域振興局	

区分	番号	発表情報
現況	1	詳細は、防災FAXを参照ください。 ____の雨量は、____日____時 現在____mmに達しました。 ____の雨量は、____日____時 現在____mmに達しました。
	2	●●●●観測所の水位は、____日____時____分 現在____m <u>ア に達しました。</u> ____ <u>イ</u> です。 ____ <u>ウ</u> に下がりました。
	3	●●●●観測所の水位は、____日____時____分 <u>ア 水防団待機水位</u> <u>エ に達しました。</u> ____ <u>イ</u> 氾濫注意水位 <u>オ</u> を越えました。 ____ <u>ウ</u> 氾濫危険水位 <u>カ</u> を下回りました。
	4	<u>ア</u> 引き続き <u>エ</u> 上昇しています。 水位は、 <u>イ</u> 1時間に____mぐらいの割合で <u>ウ</u> 急激に <u>オ</u> 下降しています。
	5	(市町村名) <u>ア</u> 堤防法面が急激な水あたり変化のため <u>オ</u> 危険です。 ____ <u>イ</u> 漏水があるため <u>カ</u> 決壊が予想されます。 (地区名) <u>ウ</u> 溢水の恐れがあり <u>キ</u> ____ <u>エ</u>
	6	雨は、今後まだ____mm程度降る恐れがあります。
予想	7	●●●●観測所の水位は、今後 <u>ア 更に上昇する</u> <u>イ</u> 下降する と見込まれます。
	8	<u>ア 出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。</u> 水防機関は <u>イ</u> 出動し、厳重に警戒してください。 <u>ウ</u> 今後の出水状況に応じて、出動人員を増やしてください。 <u>エ</u> 厳重に警戒してください。
水防団 への指示	9	水防警報を解除します。
	10	ただし、 <u>ア</u> 今後も気象状況の変化に十分注意してください。 <u>イ</u> 被害のあった所は応急作業を続けてください。

伝 達 確 認	通報先	河川課	佐久市	小諸市	上田市	東御市	佐久警察署	上田建設	佐久地域
	通報者								
	受報者								
	通信時間	:	:	:	:	:	:	:	:

(4) 洪水予報、水位周知河川及び水防警報の区間



第5章 出動及び水防活動

第1 非常配備

1 非常配備指令の基準

水防管理者は、水防法第17条の規定に基づいて、次の場合に市職員及び水防団を非常配備につかせるものとする。

- (1) 気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報及び大雨特別警報が発表されたとき並びに水防法に基づく洪水予報及び水防警報が発表されたとき。
- (2) 水防管理者が必要であると認めた場合。

2 市職員の非常配備

佐久市は、気象業務法に基づく大雨警報、洪水警報及び大雨特別警報が発表されたとき並びに水防法に基づく洪水予報及び水防警報が発表されたとき、もしくは洪水による危険が予想されるときからその危険が解消されるまでの間は、次による活動体制により水防事務を処理するものとする。

活動体制	活動開始基準	活動内容	職員配備人員	災害対策本部設置
警戒一次体制	■ 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報が発表されたとき。 ■ 台風接近時における大雨注意報又は強風注意報が発表されたとき。 ■ 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷注意報が発表され、災害発生のおそれのある場合で、総務部長が必要と認めたとき。 ■ 気象庁の事前情報により、24時間降水量が150ミリ程度見込まれるとき。	・ 総務部、企画部、経済部建設部職員及び各支所総務税務係職員により、情報収集・伝達を行う。 ・ 総務部長が必要と認めた場合、部内職員及び各支所総務税務係職員による増員を行う。	佐久市地域防災計画に基づく各部	市長が必要と認めたとき、警戒本部を設置
警戒二次体制	■ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ■ 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ■ 台風接近時における大雨警報又は暴風警報が発表されたとき。 ■ 台風が、あらかじめ県内に接近又は通過すると見込まれるとき。 ■ 国土交通大臣又は県知事が水防警報（出動）を発表したとき。 ■ 河川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達したとき。 ■ 気象庁の事前情報により、24時間降水量が250ミリ程度見込まれるとき。 ■ 令和元年東日本台風（台風第19号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。	・ 高齢者等避難（警戒レベル3）が発令可能な体制をとる。 ・ 避難指示（警戒レベル4）が発令可能な体制をとる。 ・ 避難所を開設・運営可能な体制をとる。 ・ 災害発生前の体制で各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ・ 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 ・ 各部局が所管する危険箇所等のパトロールを行う。 ・ 状況により、緊急部長会議を招集する。	（各対策部及び職員災害対応マニュアル）の職員配備人員による。	市長が必要と認めたとき設置

活動体制	活動開始基準	活動内容	職員配備人員	災害対策本部設置
非常体制	■ 災害対策本部が設置されたとき。 ■ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 ■ 顕著な大雨に関する気象情報が発表されたとき。 ■ 河川の水位が、氾濫危険水位（レベル4）に達したとき。 ■ 次の状況下において、市長が必要と認めたとき。 ・ 局地的な災害が発生したとき。 ・ 大規模な災害が発生するおそれのあるとき。 ■ 土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき。 ■ 気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 250 ミリ程度見込まれるとき。 ■ 令和元年東日本台風（台風第 19 号）と同程度の災害が発生又は発生するおそれのあるとき。	・ 避難所等を運営及び増設可能な体制をとる。 ・ 災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報の収集を行い、応急活動の準備を整える。 ・ 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置し、情報収集、水防等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とする。	佐久市地域防災計画に基づく各部 （各対策部及び職員災害対応マニュアル）の職員配備人員による。	自動的に設置
緊急体制	■ 大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 ■ 気象庁の事前情報により、24 時間降水量が 300 ミリ以上見込まれるとき。	・ 市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、各所属職員全員を配備する。 ・ 事態の推移により必要な人員による体制を構築する。		

3 水防団の非常配備

水防団は、配備体制を待機、準備、出動及び活動の4段階に区分けし、次の配備時期及び勤務体制等により出動し水防活動を行う。

配備の段階	配備時期 (いずれかの基準に該当するとき)	勤務の体制	活動内容	出動範囲
待機	○大雨及び洪水注意報、洪水警報等が発表されたとき。 ○水防警報の待機が発表されたとき。	○連絡体制の確保及び情報の収集。 ○状況によっては、直ちに活動ができる体制。	○直ちに次の段階に入ろうるような状態にいること。 ○河川巡視等を行い、状況の把握に努める。	各河川の水防区域を管轄する各分団員。
準備	○河川の水位が、水防団待機水位に達し、なお、上昇するおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。	○水防活動が必要な場所の確認。 ○水防活動へ移動できる準備体制。	○水防活動に必要な要員は、所定の詰所に集合する。 ○現地部長・班長は、資器材の点検や団員の配備等にあたり、堤防巡視等のために、団員を出動させる。	各河川を管轄する、方面隊長、分団長、部長、班長、団員。
出動	○河川の水位が氾濫注意水位（レベル2）に達し、出動の必要性を認めたとき。 ○水防警報が発表され、目視・巡視により出動の必要を認めたとき。	○水防活動が必要となった際、直ちに活動ができる体制。	○水防活動に必要な団員が、所定の詰所に集合し、警戒配備、巡視警戒実施。 ○必要に応じ他の分団へ出動。	水防活動に必要な団員。 ※状況により全団員
活動	○水防警報が発表されたとき。 ○堤防からの越水等を確認したとき。	○水防活動。	○土のう積みや避難誘導等の水防活動。 ○現地責任者は、堤防巡視等の強化。	

第2 水防巡視

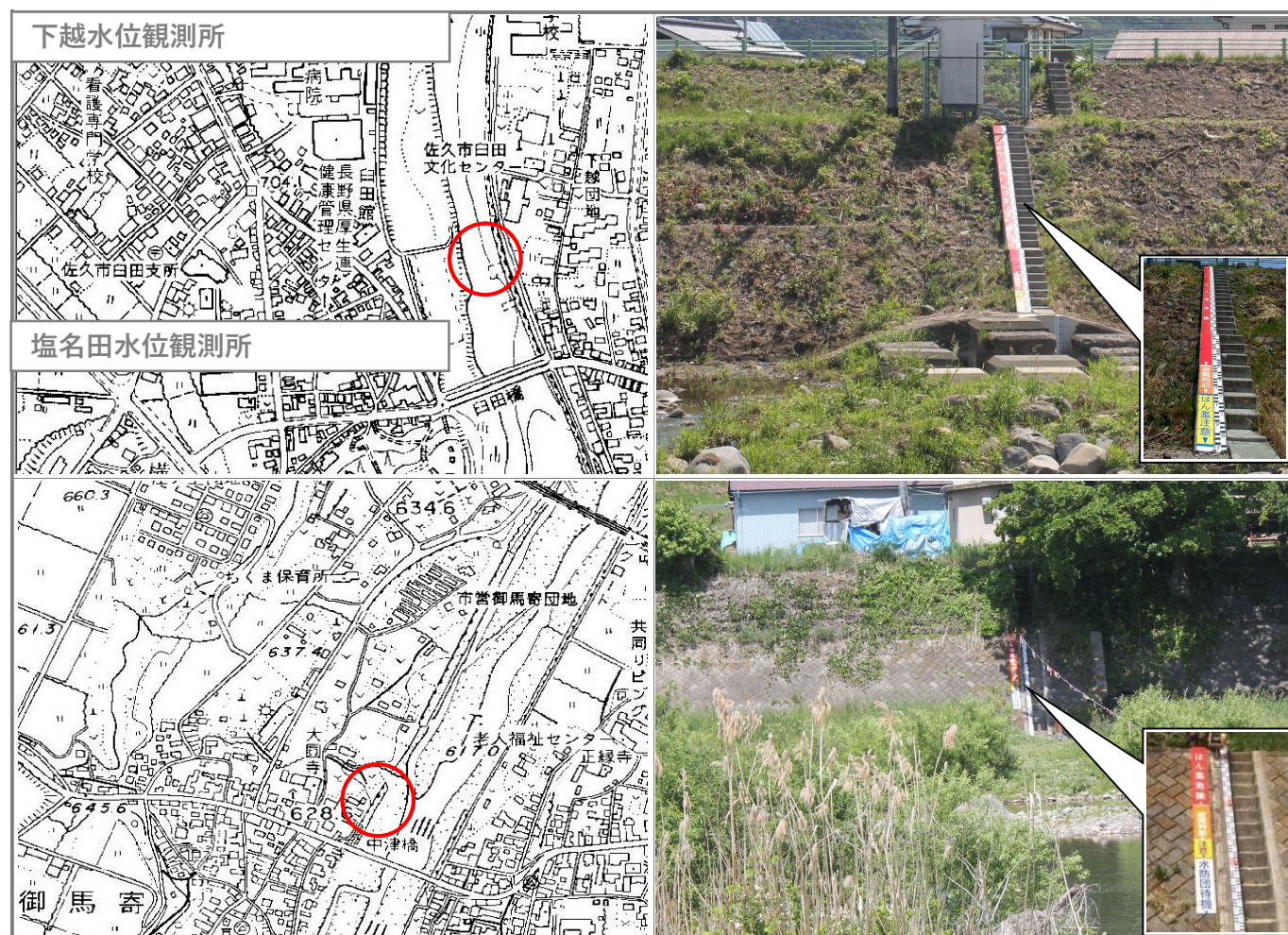
- 1 水防法に基づく洪水予報及び水防警報の連絡を受けた水防団長は、直ちに各河川の受け持ち区域の水防団各方面隊長に対しその旨を連絡し、必要団員に河川及び水門等（P 38～45）の巡視を指示するものとする。

また、河川水位が、次の各号に記載する水防団待機水位又は氾濫注意水位に達したときは、水防団の非常配備に基づき、直ちに関係水防団分団長に連絡するとともに、必要に応じ住民に防災行政無線等により周知し、警戒・水防活動に当たらせるものとする。

（1）佐久市内水基準観測所（2箇所）

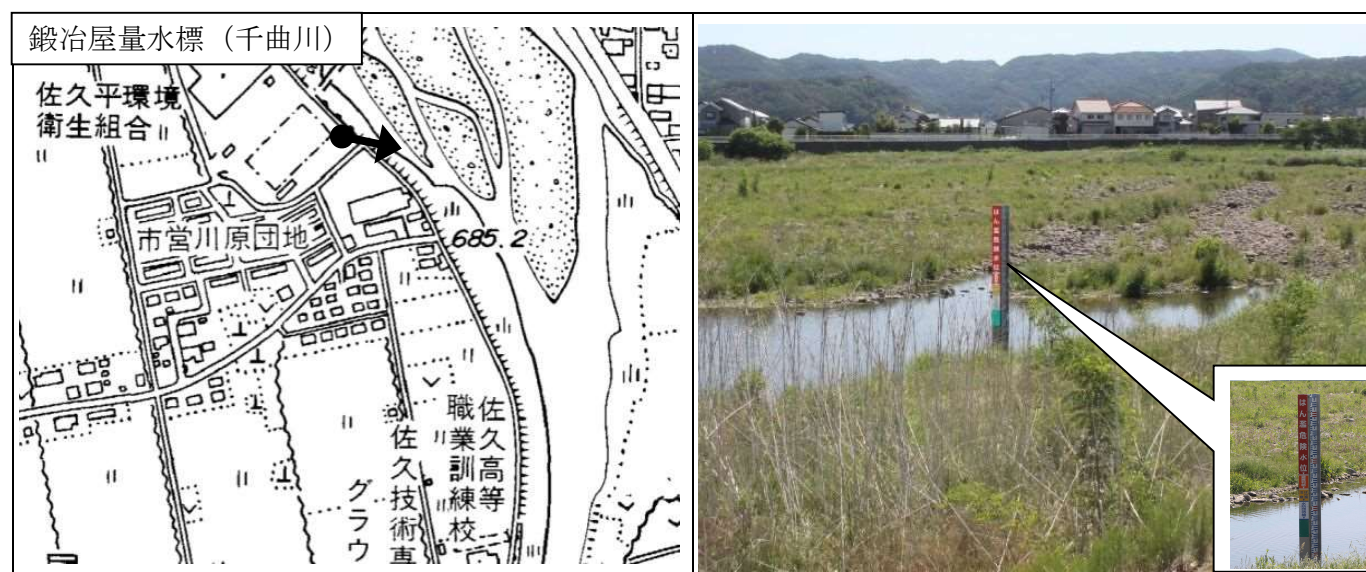
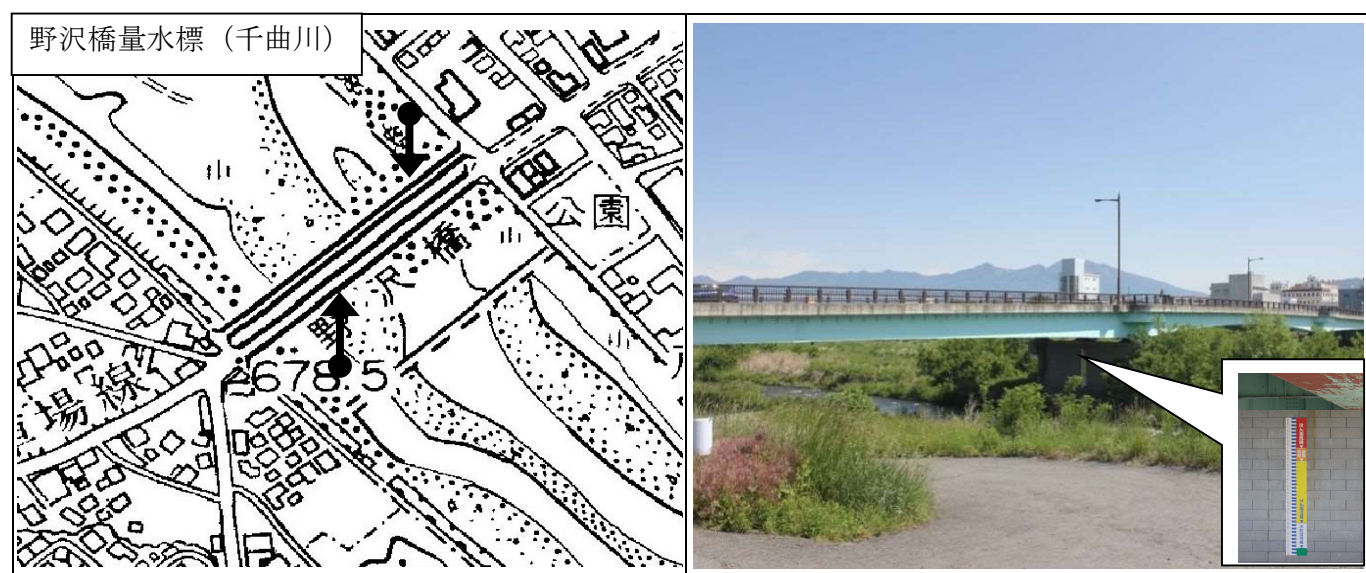
河川名	水位観測所 (名称)	量水標 の位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	観測方法等
	洪水予報の危険度		レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	
千曲川	「下越」	臼田橋	1.0m	1.7m	2.2m	2.6m	テレメーター (佐久建設事務所)
千曲川	「塩名田」	塩名田	2.2m	3.0m	3.3m	3.9m	テレメーター (佐久建設事務所)

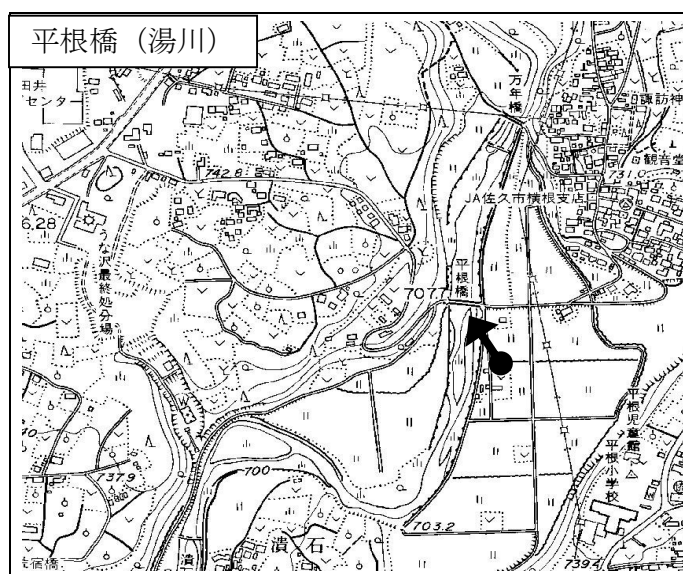
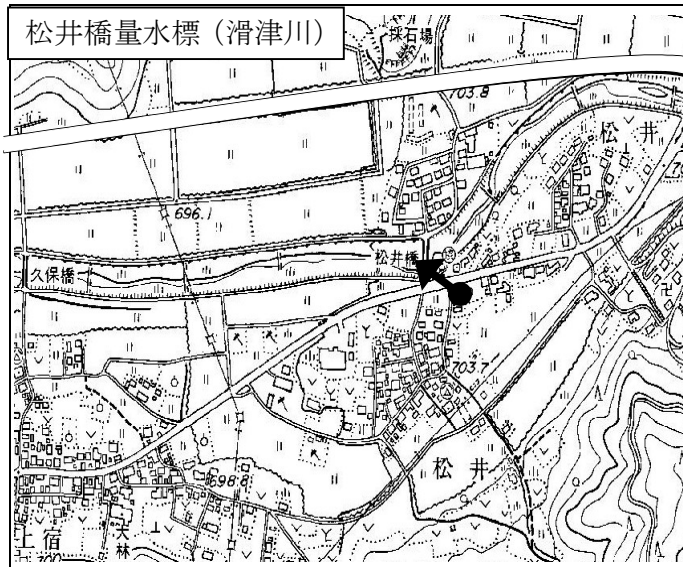
※上記水位観測所の水位情報は、国土交通省が提供する「川の防災情報」から入手できる。



(2) 佐久市内水位観測場所・河川監視場所(5箇所)

河川名	位置・目標	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	観測方法等
千曲川	野沢橋（野沢）量水標	3.21m	3.93m	5.74m	6.12m	目視（消防職員）
	鍛冶屋量水標	2.75m	3.12m	3.39m	3.68m	目視（消防職員）
滑津川	松井橋（内山）量水標	1.70m	1.90m	2.20m	2.60m	目視（消防職員）
湯 川	鼻顔橋（岩村田）量水標	1.20m	1.50m	2.00m	—	目視（消防職員）
	平根橋（横根）	—	—	—	—	目視（消防職員） ※水位観測は鼻顔橋量水標





【危機管理型水位計】（8箇所）

河川名	設置場所	河川名	設置場所
千曲川	臼田橋	滑津川	松井橋
	野沢橋	志賀川	瀬戸北橋
	中津橋	片貝川	前山橋
湯川	鼻顔橋	鹿曲川	望月橋

【監視カメラ】（32箇所）

河川名	設置場所	河川名	設置場所
千曲川	佐久合同庁舎屋上	倉沢川	前山 薬師堂北下流右岸
	臼田橋下流右岸	大沢川	大沢橋下流左岸
	鍛冶屋量水標左岸	田子川	平賀橋上流右岸
	野沢橋上流左岸		常和橋下流右岸
	中津橋下流右岸	香坂川	新川橋下流右岸
湯川	鼻顔橋下流右岸	霞川	安原橋上流左岸
	中佐都橋上流左岸	瀬早川	瀬早川橋下流左岸
滑津川	滑津橋上流左岸	八重久保川	八重久保集落内上流右岸
	松井橋上流左岸	吉沢川	神代橋上流左岸
志賀川	安坂橋下流左岸	雨川	天の川橋下流右岸
濁川	前田橋下流左岸	谷川	谷川橋下流右岸
宮川	杓沢公民館付近上流左岸	中沢川	矢嶋集落内下流
中沢川	根岸 竹糠班詰所付近下流左岸	鹿曲川	望月橋下流右岸
片貝川	前山橋上流右岸	八丁地川	高呂橋下流右岸
	町屋橋下流右岸	細小路川	中の橋下流右岸
小宮山川	中沢橋下流右岸	布施川	曲沢橋上流左岸

※一般財団法人河川情報センターが運営するホームページ「川の水位情報」より上記市内河川の水位及び監視カメラによる河川の情報が入手できる。

2 水位の通報

水位観測者は、次に定める要領によって、水防本部に通報するものとする。

（１）通報開始又は再開

水位が上昇し、水防団待機水位に達したとき、又は水防本部から通報開始の指示を受けたとき開始又は再開する。

(2) 通報終了又は中止

水位が下降して水防団待機水位以下に下がったとき、又は水防本部から通報中止の指示を受けたとき終了又は中止する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、30 分から 1 時間ごとにその時刻の水位変動状況及び天候、その他の通報をする。

(4) 随時通報

ア 氾濫注意水位通報

水位が上昇して氾濫注意水位に達したときは、定時通報に関わらず直ちに通報し、その後の上昇についても定時通報のほか、随時その時刻と水位を報告する。

イ 最高水位通報

水位が最高水位に達したと認められたとき、定時通報の時刻に関わらず、その時刻と水位を通報する。

ウ 異常通報

その他急激な水位の変動、河川の異常等について、その都度通報する。

第3 佐久市内雨量計設置箇所

1 雨量観測は、下記による。

(1) 雨量計(26 箇所)

名称	設置位置	設置者
佐久平駅	佐久平駅東 23	佐久市 (14)
前山グラウンド	前山 719-1	
美笹 (旧美笹センターハウス)	前山 1905-1311	
大沢地区社会体育館	大沢 789-1	
常和農業集落排水処理施設	常和 2826-1	
内山苦水	内山 1926-1	
香坂東地配水池	香坂 589-1	
志賀中宿公会場	志賀 3461-5	
宮代公会場	田口 2502-2	
入沢集会所	入沢 1586-1	
上小田切西区公会場	上小田切 832-1	
長者原公民館	布施 5314	
協西公民館	協和 3348	
菅原排水池	協和 3450-15	

名称	設置位置	設置者
塩名田(国交省)	御馬寄 1538	国 (3)
望月(国交省)	春日 1864-1	
佐久(気象台)	中込 3047-1	
佐久建設事務所	臼田 2015	長野県 (9)
佐久建設事務所 佐久北部事務所	跡部 65-1	
春日	春日 2714-1	
初谷	内山 66-1	
平	臼田 3113-1	
駒込	志賀 872	
望月牧場	協和 3490-28	
茂田井	茂田井 2756-2	
上平尾	上平尾 808-6	

※雨量の情報は、長野県が提供する「河川砂防情報ステーション」から、雨雲の情報は、気象庁が提供する「高解像度降水ナウキャスト」から入手できる。

※佐久市内に設置された雨量計の雨量は、「佐久市雨量計システム」から情報を入手できる。

2 雨量の通報及び通報雨量

雨量観測者は、次に定める要領によって、水防本部に通報するものとする。

(1) 24 時間以内に 50 ミリメートル以上の降雨があったとき。

(2) 連続雨量※1 80 ミリメートルの雨量があったとき。

(3) 前各項の通報発信後、なお引き続き降雨のあったときは、以後 1 時間ごとに通報する。

※1 雨の降り始めから降り終わりまでの累積雨量であり、降り始めは雨量が 0.0mm より 0.5 mm 以上となった時点とし、降り終わりは雨量がカウントされない時間が 6 時間を超えたときとしてリセットされる。

3 通報の要領

(1) 通報の開始又は再開

雨量が通報雨量に達したとき、又は水防本部から通報開始の指示を受けたとき開始又は再開する。

(2) 通報終了又は中止

降雨がなくなったとき、又は水防本部から通報中止の指示を受けたとき終了又は中止する。

(3) 定時通報

通報開始から終了までの間、1 時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候、その他を通報する。

第4 気象予報等の情報収集

以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

気象 情報等	発信元	アドレス	QR コード
気象 情報	気象庁	http://www.jma.go.jp/	
	気象庁 「キキクル」	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/	
	長野県防災情報ポータル	https://nagano-pref-bousai.secure.force.com/	
	長野県 「信州防災アプリ」	https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/shinsyubosai.html	
	佐久市 情報配信サービス 「さくネット」	【メール（携帯・パソコン）の場合】、 ・QRコード読み取り空メール送信し登録。 【スマートフォンアプリの場合】 ・オクレンジャーアプリから登録。	
	佐久市 地域コミュニケーション システム「さくステ」	https://saku.mate.ne.jp	
河川 水位	国土交通省 「川の防災情報」	http://www.river.go.jp/ 【PC版】 http://www.river.go.jp/s/ 【スマートフォン版】 http://i.river.go.jp/ 【携帯版】	
	国土交通省 「川の水位情報」	https://k.river.go.jp	
雨量 情報	気象庁 「高解像度降水ナウキャスト」	http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/	
	長野県 「河川砂防情報ステーション」	http://www.sabo-nagano.jp/ 【PC版】 http://www.sabo-nagano.jp/sp/ 【スマートフォン版】 http://www.sabo-nagano.jp/m/ 【携帯版】	
	佐久市 「佐久市雨量計測システム」	http://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/iza/bosai_bohan/20160126.html	

第5 水防信号

水防信号は、長野県水防信号規則（昭和26年長野県規則第42号）の規定に基づき、次により行うものとする。

信号種類	説明	信号	
	処置事項		
第1信号	・量水標水位が、氾濫注意水位に達したことを知らせる。	サイレン	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止ー ○ー 休止ー○
	・必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。	警鐘	○休止○休止○休止
第2信号	・洪水のおそれを察したことを知らせる。 水防団員及び消防機関に属する者が、出動作業することを知らせる。	サイレン	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止ー ○ー 休止ー○
	・各分団員を招集。 水防資器材の手配、準備、運搬。	警鐘	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○
第3信号	・堤防が決壊するおそれ、又はこれに準ずるべき事態が発生したことを知らせる。	サイレン	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止ー ○ー 休止ー○
	・区域内の居住者に出動を求める。	警鐘	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○
第4信号	・洪水危険が切迫し、直ちに地域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせる。	サイレン	約 1分 5秒 1分 ○ー 休止ー ○
	・佐久警察署に通報し、避難場所に誘導する。	警鐘	乱打

（備考）

- 1 場合により防災行政無線を活用して、処置事項等必要な情報を周知する。
- 2 信号は、適宜の時間継続すること。
- 3 必要があれば、サイレン信号及び警鐘信号を併用することを妨げない。
- 4 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第6 水防作業

- 1 水防団員は、出動前によく家事を整理し、万が一家人が退避する場合となっても慌てることのないよう退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくみだりに持ち場を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- 2 作業中は上司の命に従い、水防作業に従事しなければならない。
- 3 作業中は言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「越水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。

- 4 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。
- 5 洪水時において堤防に異常が起る時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその直後である。しかし、崖崩れ、陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の4分の3ぐらいまで減少したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても、完全に流過するまで警戒を厳にすること。
- 6 水防団長は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するために、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行うこと。水防団員は水防団長の指示に従うと共に、自己の安全管理を徹底し、万が一、危険に遭遇した際には、自身の生命を最優先とすること。
- 7 水防作業で車両を使用する際、エンジンの停止や車の浮き上がり等、アンダーパスなど浸水した道路における自動車の走行性能には限界があることを踏まえる。また、急な洪水により車両が水没し、走行不能に陥らないよう、車両には必ず1名以上の人員を配備し、常に身の安全確保はもとより、安全な場所へ車両を移動させる。

第7 水防活動時の安全管理

- 1 以下の前兆現象が見られた場合は、活動を中止し避難行動をとること。
 - (1) 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じている場合。
 - (2) 法の崩れが天端まで達している場合。
(法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがある)
 - (3) 漏水の水量が多く、濁っている場合。(漏水孔内が洗掘されている)
 - (4) 漏水に泡が混じっている場合。(破堤の危険が迫っている)
 - (5) 既往最大の雨が長時間降っている場合。
- 2 避難誘導や水防作業の際は、水防団員自身の安全確保に十分留意して活動を実施することとし、身の安全が確保できない場合は危険な場所から避難すること。
 - (1) ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
 - (2) 指揮者は、水防活動が長時間にわたる時は、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
 - (3) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 3 土砂災害の前兆現象
 - (1) 近年は予測不能な局地的集中豪雨が発生する確率が増えており、避難情報が発表される前に土砂災害が発生する可能性があるため、以下の前兆現象が見られた場合は、直ちに活動を中止し避難行動をとること。

種類	特徴	前兆現象
がけ崩れ	・斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、崩れ落ちる現象。 - 崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。	・崖にひび割れができる ・小石がパラパラ落ちてくる ・崖から水が湧き出る ・湧水が止まる、濁る ・地鳴りがする
地滑り	・斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象。 - 土塊の移動量が大きいため、甚大な被害が発生することが多い。	・地面のひび割れ、陥没 ・崖や斜面から水が噴き出す ・井戸や沢の水が濁る ・地鳴り、山鳴りがする ・樹木が傾く ・亀裂や段差が発生
土石流	・山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨等によって一気に下流へと押し流される現象。 - 時速 20～40Km という速度で一瞬のうちに人家や畑等を壊滅させてしまうこともある。	・山鳴りがする ・急に川の水が濁り、樹木が混ざり始める ・腐った土の匂いがする ・降雨が続くのに川の水位が下がる ・立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

第8 決壊（被害情報）の通報

水防管理者は、堤防が決壊した場合、直ちにこの状況を佐久建設事務所長及び氾濫のおよぶおそれのある隣接の水防管理者及びその他必要な団体に通報する。

第9 避難のための立ち退き

- 1 堤防が決壊した場合、河川が氾濫した場合又は堤防からの越水が認められ、さらに上流域にて継続的な大雨が見込まれる場合、水防本部長は、速やかに、必要と認める地域の居住者に対し、水防信号、防災行政無線その他の方法により、避難のための立ち退き又はその準備を指示するものとする。
- 2 立ち退き指示をする場合は、区長、自主防災組織及び水防団員による伝達のほか、広報車、テレビ、ラジオ、インターネットや市のホームページ等により、区域居住者に対して、避難先、避難経路などの事項の周知徹底を図るものとする。
- 3 水防本部長は、避難のための立ち退き又はその準備を指示するときは、佐久警察署長にその旨を通知しなければならない。
- 4 水防本部長は、佐久警察署長と協議の上、あらかじめ避難又は立ち退き先経路等について必要な処置を講じておくものとする。
- 5 洪水時の避難場所は別表4（P54～58）に掲げる場所とする。

第10 非常配備の解除

- 1 非常配備の解除は、水防警報の解除に伴い、水位が氾濫注意水位を下回り、水防作業の必要がなくなり、水防本部長が非常配備の解除を指令したときとする。
- 2 水防団員は、非常配備の解除があるまでは、自らの判断等により勝手に持ち場を離れてはならない。
- 3 非常配備の解除後は、水防作業に従事した人員、使用資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部に報告する。
- 4 使用した資器材は手入れをし、所定の位置に整備すること。

第11 水防活動報告

水防団の分団長は、水防活動終了後2日以内に、様式2水防活動実施報告書（P77）によりその活動概要及び出動人員等を水防本部に報告しなければならない。

第6章 水防倉庫及び水防資器材

- 1 佐久市は、別表5（P59）に掲げる水防倉庫を設ける。
- 2 水防倉庫には、別表6（P60）に掲げる水防資器材を常備する。
- 3 水防管理者は、水防資器材確保のため、水防資器材取扱業者とあらかじめ協議しておくものとする。
- 4 水防管理者は、佐久市建設業協会や佐久市消防団協力事業所に対して、水防に必要な器具、資材又は設備の提供を求めることができる（P59）。
- 5 水防団の各分団長は、状況の急変等により水防本部に資器材を要請するいとまがない場合は、当該地域の佐久市建設業協会や消防団協力事業所により調達するものとする。
その場合は、その旨を水防本部に報告するものとする。
- 6 水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、県有水防倉庫の備蓄資器材を佐久建設事務所長の承認を受けて使用することができる。
- 7 土のう用砂の配置場所は、別表7（P61～66）のとおりとする。

第7章 水防訓練

指定水防管理団体である佐久市は、出水期前に1回以上水防計画に基づき、佐久建設事務所長と協議のうえ、当該事務所（現地指導班）又は消防署の指導により水防訓練を行うものとする。

第8章 洪水浸水想定区域における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

佐久市地域防災計画で定められた、別紙8（P67～70）に掲げる、洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨（1,000年確率程度））内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を行うものとする。

なお、県の指定する河川（千曲川）は、実施が義務であり、その他の1級河川（湯川、濁川、滑津川、志賀川、八重久保川、瀬早川、香坂川、霞川、田子川、吉沢川、雨川、谷川、曾原川、馬坂川、抜井川、片貝川、百々川、小宮山川、倉沢川、大沢川、中沢川、宮川、堂ノ入川、布施川、中沢川、須釜川、石突川、鹿曲川、八丁地川、細小路川）は、努力義務とする。 ※根拠法令（水防法第15条）

【備考：土砂災害防止法にかかわる要配慮者利用施設について】

佐久市地域防災計画で定められた、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を、別表9（P71）に掲げる。

第9章 公用負担

第1 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、水防法に基づき、次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土石、竹木、その他資器材の収用
- 3 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 4 工作物、その他の障害物の処分

第2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使するときには、水防管理者、消防機関の長は、その身分を示す証明書を携行させ、必要ある場合はこれを提示させなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 任 証	
第 号	職 氏名
上記のものは、佐久市の区域における水防法の規定により公用負担の権限行使を委任したことを証明する。	
	年 月 日
	佐久市水防管理者
	佐久市長 柳 田 清 二

第3 公用負担の証書

公用負担の権限を行使するときは、様式1 公用負担命令書（P74）を目的の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

第10章 公務災害補償

水防上、水防団員（消防団員）又は一般協力者（水防管理者若しくは消防機関の長が認めた協力者）が負傷し、若しくは病気にかかり、又は死亡した場合は、佐久市消防団員等公務災害補償条例の定めるところにより、損害を補償するものとする。

第11章 水害、土砂災害における佐久市防災行動計画（タイムライン）

大規模水災害の発災前から各主体が迅速で的確な対応をとるためには、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくとともに、それぞれ他の主体等がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、防災行動計画（タイムライン 別表12 P72・73）を活用した取組を行うことが重要となる。

第12章 避難指示等の発令基準

第1 警戒レベルによる避難行動等

令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）においても、住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分であるとは言えず、警戒レベル4の避難勧告と避難指示について、両方の位置づけが分かりにくいとの課題が顕在化した。

災対法を改正し、避難情報が改善され、名称を「避難情報に関するガイドライン」とした。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	災害が発生又は切迫している状況です。 居住者等は命の危険があることから、直ちに身の安全を確保する必要があります。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	〔市が発令〕 緊急安全確保 ※1 ※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令
警戒レベル4 危険な場所から 全員避難	居住者等は 危険な場所から全員避難 する必要があります。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより、安全な場所に避難しましょう。	〔市が発令〕 避難指示 ※1 ※1 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
警戒レベル3 危険な場所から 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者 は、危険な場所から避難をしましょう。 高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。	〔市が発令〕 高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自らの 避難行動を確認 しましょう。	〔気象庁が発表〕 洪水注意報 大雨注意報等
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	〔気象庁が発表〕 早期注意情報

【警戒レベル相当情報(例)】
(国土交通省、気象庁、長野県が発表)

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報
顕著な大雨に関する情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報
大雨警報(土砂災害) 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

※身の危険を感じたら、警戒レベルに関わらず、避難すること。

※警戒レベルは、順番で発表されるとは限らず、状況が急変することもある。

※大雨特別警報は、洪水等の発生情報ではないが、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として警戒レベル5相当情報〔洪水〕として適用する。ただし、警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

第2 高齢者等避難等の発令

高齢者等避難等は、防災気象情報及び降雨や河川水位の状況等を総合的に判断し、佐久市が発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されても発令されないことがある。

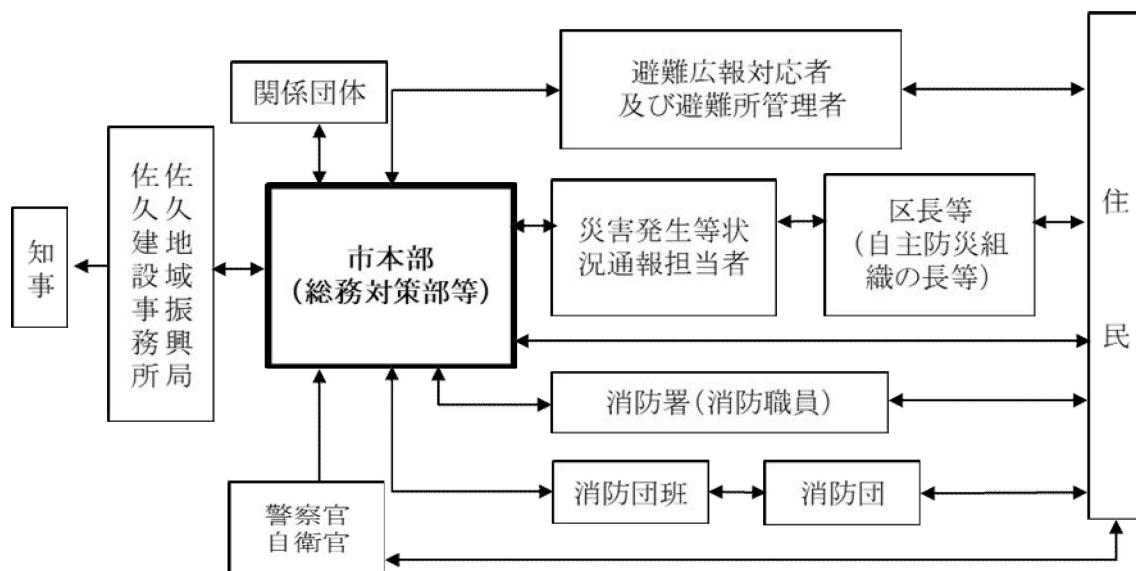
第3 避難指示等の情報伝達

避難情報等の広報・伝達は、次の内容により実施する。

1 伝達内容

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 発令者 | (6) 避難の時期・時間 |
| (2) 発令日時 | (7) 避難すべき理由 |
| (3) 避難情報の種類 | (8) 住民のとるべき行動や注意事項 |
| (4) 対象地域及び対象者 | (9) 避難の経路又は通行できない経路 |
| (5) 避難場所 | (10) 危険の度合い |

2 伝達系統



（注）市長は、避難指示等を行ったときは、速やかにその旨を、佐久地域振興局を通じて知事に報告する。また、警察官から避難指示を行った旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。

3 伝達方法

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 防災行政無線（同報系）による伝達 | (6) 市ホームページ等による伝達 |
| (2) さくネット・さくステによる伝達 | (7) 消防団による伝達 |
| (3) 緊急速報メールによる伝達 | (8) 広報車等による伝達 |
| (4) SNS による伝達 | (9) 区・自主防災組織を通じての伝達 |

第13章 佐久市内の河川、ダム及びため池並びに重要水防区域の状況

第1 河川、ダム及びため池の状況

1 一級河川(県管理 30 河川)

河川名			
雨川	石突川	大沢川	鹿曲川
霞川	片貝川	倉沢川	香坂川
小宮山川	志賀川	百々川	須釜川
瀬早川	曾原川	田子川	千曲川
堂ノ入川	中沢川(佐久)	中沢川(浅科)	滑津川
濁川	八丁地川	布施川	細小路川
馬坂川	宮川	八重久保川	谷川
湯川	吉沢川		

2 準用河川(市管理 52 河川)

河川名			
相沢川	茂沢川	八重久保川	屋敷平川
うとう沢川	山田川	吉原川	一の原川
大平川	浅田切川	石突川	大仁田川
霞川	姥ヶ沢川	大抜井川	女石川
月明川	大曲川	大町川	倉沢川
小諸沢川	北沢川	熊久保川	小宮山川
瀬早川	香坂川	小手沢川	百々川
土林川	坂頭川	志賀川	田子川
中沢川(根岸)	鷹の巣川	滝川	伴野川
中沢川(湯原)	貞祥寺川	堂ノ入川	万助川
中沢川(協和)	長林川	西山沢川	藤ノ入川
東地川	日沢川	樋沢川	宮川
本沢川	水落川	三井川	谷田沢川

3 普通河川 (市管理 11 河川)

河川名			
上ノ山川	大沼川	初谷川	西久保川
根津古沢川	花岡川	武道川	蛇久保川
宮川	柳沢川(佐久)	柳沢川(浅科)	

4 ダム (市管理 1 箇所)

ダム名	所在地
香坂ダム	香坂東地

5 ため池(146箇所)

(耕地林務課、観光課調べ)

ため池名	所在地	ため池名	所在地
仙祿湖	岩村田	大原池	甲下原
常田大池	常田	源吾衛門池	甲下原
五本木上池	平井	植木辺池	甲下原
五本木大池	平井	平兵衛池	甲上原
五本木小池	平井	平地池	甲上原
白地池	平井	菖蒲池	甲前田
笹倉の池	日向	覗上3号	八幡御牧原
社口大池	糠尾	日向池	八幡御牧原
社口新池	糠尾	今池	八幡今池
立科の池	東立科	寺尾1号	桑山寺尾
赤穂木の池	東立科	寺尾2号	桑山寺尾
十駄窪の池	小宮山	寺尾3号	桑山寺尾
長ヶ窪の池	小宮山	寺尾6号	桑山寺尾
貞祥寺池	前山	寺尾7号	桑山寺尾
洞源の池	前山	寺尾8号	桑山寺尾
美笹湖	美笹	山梨1号	桑山山梨
三枚平ため池	大沢下町	山梨2号	桑山山梨
明神池	大地堂	山梨3号	桑山山梨
足の入ため池	大沢新田	山梨4号	桑山山梨
中の入ため池	大沢新田	山梨5号	桑山山梨
権現	大沢新田	山梨7号	桑山山梨
瀬戸大池	瀬戸	山梨8号	桑山山梨
山田池	常和南	山梨大池	桑山山梨
常和上池	常和北	明神平2号	桑山明神平
常和下池	常和北	明神平池2号	桑山明神平
大昌寺池	常和北	明神平池3号	桑山明神平
あらふね池	内山	明神平池4号	桑山明神平
三ヶ月池	新子田	明神平5号	桑山明神平
菱池	長土呂	赤坂1号	桑山赤坂
小倉池	志賀下宿	赤坂2号	桑山赤坂
奥野ため池	駒込	赤坂3号	桑山赤坂
清川池	清川	入の沢応急池	桑山入の沢
赤谷池	入沢	上野山池2号	桑山上野山
滝	湯原	姥ヶ沢2号	桑山姥ヶ沢
枯木平池	湯原新田	太田池	桑山御牧原
居久保池	湯原新田	内の清水池	桑山御牧原
沼池	湯原新田	農園1号池	桑山御牧原
菖浦平池	平	農園2号池	桑山御牧原

ため池名	所在地	ため池名	所在地
農園 5 号池	桑山御牧原	清水正一池	印内
新池	桑山御牧原	印内耕地整理池	印内
蓮池	桑山御牧原	山咲久保池	印内
明神池	桑山御牧原	高尾池	印内
天神平 1 号	桑山天神平	清水貞新池	印内
天神平 2 号	桑山天神平	小池高池	印内
天神平 3 号	桑山天神平	小出	印内
梅天池	桑山梅天	二子	印内
女石池	桑山女石	好道 1 号池	布施
大池 1 号	蓬田御牧原	好道 2 号池	布施
須釜池	蓬田須釜	基雄池	布施
尾尻池	蓬田尾尻	芳次池	布施
大池	矢島大池上	伊セ講の池	布施
山の神池	矢島山の神	竜ヶ池	布施
千駄ヶ池	矢島	新開池	布施
真田池	望月	藤巻（1）	布施
望月新池	望月	藤巻（2）	布施
静人 1 号池	印内	境の沢池	春日
静人 2 号池	印内	湯沢池	春日
静人 3 号池	印内	別府池	春日
島田池	印内	桂の久保池	春日
笹々岩池	印内	大池	協和
丸山池	印内	谷田上池	協和
親之助池	印内	谷田下池	協和
菖蒲池	印内	寺池	協和
清水端池	印内	下王城池	協和
久根木平池	印内	谷地 1 号池	協和
雷太池	印内	谷地 2 号池	協和
淳人池	印内	飯久保池	協和
清水房子池	印内	桂の久保上池	春日
清水貞池	印内	和田入池	茂田井
金井池	印内	池ノ久保池	茂田井
清男池（塩入池）	印内	茂田井大池	茂田井
牧男池	印内	下原池	茂田井
良男池	印内	太田道下	茂田井

第2 重要水防区域の状況

【一級河川】

番号	河川	警戒度合 左右岸別※	延長 (m)	場 所 (目標)	予想水位 (m)	区 分	危険の見込
1	千曲川	右 B	100	三条(三条大橋下)	3.0	・護岸等弱体	・決壊
2	千曲川	左 B	180	勝間(中電放水路下)	3.0	・護岸等弱体	・決壊
3	千曲川	右 B	200	臼田橋下流(中学校裏)	3.0	・護岸等弱体	・決壊
4	千曲川	左 B	300	高柳(県水産試験場前)	2.5	・堤地	・越水
5	千曲川	左 B	1,000	佐久平衛生センター下流	2.5	・無堤地	・越水
6	千曲川	左 B	700	佐久平衛生センター上流	2.5	・堤防高不足	・越水
7	千曲川	右 B	500	中込頭首工上流	2.5	・堤防高不足	・越水
8	千曲川	右 B	200	中込第一保育園上流	2.5	・堤地	・越水
9	千曲川	左 A	1,400	桜井(御影橋下流)	2.0	・堤防高不足	・越水
10	千曲川	左 B	80	駒寄下	3.0	・護岸洗掘	・洗掘
11	千曲川	左 B	400	中津橋上	3.0	・護岸洗掘 ・堤防高不足	・洗掘
12	千曲川	右 A	100	濁川合流の下流	3.0	・護岸洗掘	・決壊
13	滑津川	右 B	50	内山町下	1.3	・堤防高不足	・越水
14	滑津川	左 B	200	権現堂	1.3	・堤地	・決壊
15	大沢川	右 B	30	大沢上町	1.5	・護岸高不足	・決壊
16	八重久保川	左 B	50	上八重久保	1.0	・無堤地	・越水
17	湯川	左 B	250	猿久保鉄橋下	2.5	・無堤地	・越水
18		右 B	250				
19	湯川	右 B	100	南上ノ城団地	2.5	・無堤地	・越水
20	志賀川	左 B	200	畳石	1.3	・堤防高不足	・越水
21		右 B	200				
22	志賀川	右 A	350	安坂橋上下流	1.5	・水衝部	・越水
23	片貝川	左 A	2,000	善阿弥(片貝橋下流)	1.5	・堤防高不足	・越水
24		右 A	2,000				
25	片貝川	左 A	1,600	大沢川合流点～百沢臼田線	1.5	・堤防高不足	・越水
26		右 A	1,600				
27	片貝川	右 A	20	高橋橋上下流	1.5	・堤防弱体	・決壊
28	片貝川	左 A	50	伊勢宮(医師住宅裏)	1.5	・堤防高不足	・越水
29		右 A	50				
30	片貝川	左 B	100	見次橋上流	1.5	・護岸等弱体	・決壊
31		右 B	100				
32	片貝川	左 B	30	中小田切(陽雲寺前)	1.5	・護岸等弱体	・決壊
33		右 B	50				
34	片貝川	右 B	30	居村	1.5	・堤防弱体	・決壊
35	片貝川	左 B	100	中島橋上下流	1.5	・堤防高不足	・越水
36		右 B	100				

番号	河川	警戒度合 左右岸別※	延長 (m)	場 所 (目標)	予想水位 (m)	区 分	危険の見込
37	片貝川	左 B	100	岩下（立道橋下）	1.5	天然護岸	・洗掘
38	片貝川	左 B	20	樋口（地蔵池橋下）	1.5	護岸等弱体	・洗掘
39	片貝川	左 B	50	梨ノ木（佐久水道水源上）	1.5	護岸等弱体	・洗掘
40	片貝川	左 B	200	地蔵池下流	1.5	護岸等洗掘	・決壊
41		右 B	200				
42	片貝川	左 B	300	ケカチ久保 （佐久水道水源下）	1.5	護岸等弱体	・決壊
43		右 B	300				
44	片貝川	左 B	240	下桜井(市道 S 22-2 号)	1.2	護岸高不足 無堤地	・越水
45		右 B	250				
46	田子川	左 B	100	中込新町(平賀橋上下)	1.3	堤防高不足	・越水
47		右 B	100				
48	田子川	左 A	1,180	常和（常和橋上下）	1.2	断面不足	・越水
49		右 A	1,180				
50	香坂川	左 B	250	香坂東地	1.8	天然河岸	・越水
51		右 B	190				
52	堂の入川	左 A	250	平井	1.2	断面不足	・越水
53		右 A	250				・洗掘
54	鹿曲川	右 B	150	湯沢下（湯沢太郎別当橋上）	2.0	河積不足	・越水
55	鹿曲川	右 B	200	吹上橋下	3.0	河積不足	・越水
56	鹿曲川	左 A	80	春日橋下	2.8	河積不足	・越水
57		右 A	100				
58	鹿曲川	右 B	50	長坂橋上	3.0	護岸弱体	・決壊洗掘
59	須釜川	左 B	30	百沢上	1.5	護岸弱体	・決壊
60		右 B	200				
61	八丁地川	右 B	20	高呂	2.0	・水衝部	・洗掘
62	細小路川	左 B	145	入新町	1.5	・天然護岸	・越水
63		右 B	200				
64	細小路川	左 B	300	協和（落合上）	2.0	・河積不足	・越水
65	布施川	左 B	3,370	東抜井橋～谷田沢橋上	2.5	・河積不足	・越水
66		右 B	2,600				
67	布施川	左 B	200	市道向田橋下	2.0	・天然護岸 ・堤防高不足	・決壊
68		右 B	200				
69	中沢川	左 A	1,000	矢嶋	1.0	・断面不足	・越水
70		右 A	1,000				
71	雨川	左 B	150	下川原（竜岡橋上下流）	1.5	・護岸等老朽	・決壊
72		右 B	150				
73	雨川	左 B	500	宮代～日向大工原	1.5	・天然護岸	・洗掘
74		右 B	300				
75	雨川	右 B	110	下宮代（上宮寺前）	1.5	・護岸等弱体	・決壊
76	雨川	右 B	200	丸山	1.5	・護岸等弱体	・決壊
77	吉沢川	左 B	50	堤下	1.5	・護岸等弱体	・決壊
78	谷川	左 B	2,280	入澤	1.5	・護岸等弱体	・決壊
79		右 B	2,280				

番号	河川	警戒度合 左右岸別※	延長 (m)	場 所 (目標)	予想水位 (m)	区 分	危険の見込
80	曾原川	左 B	120	岩水	1.5	・護岸等弱体	・決壊
81		右 B	200				
82	馬坂川	左 B	30	馬坂	1.5	・護岸等弱体	・決壊
83	馬坂川	左 B	100	広川原	1.5	・護岸等弱体	・決壊
84		右 B	80				
計			36,225				

※警戒度合の等級及び左右岸の別は、次のとおりとする。

- ・警戒度合 A：増水等の場合、決壊や越水などの危険の恐れが高く、水防上最も重要な区間
B：増水等の場合、決壊や越水などの危険の恐れが高く、水防上重要な区間
 - ・左右岸の別 … 河川を上流から下流に向かって眺めたとき、左側を左岸、右側を右岸と呼ぶ。
- ※水防活動は必ず2人以上で行い、危険と判断した場合は、事故防止と二次災害発生防止のため、その場から離れる。

第14章 水防上重要なダム及び水門の操作（38箇所）

河川名	河川種別	名称	位置	管理者	操作の基準
雨川	一級	北用水	田口日影	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
鹿曲川	一級	下之城用水路 取入口	印内	下之城水利組合	操作担当者の指示又は水利組合の役員の指示
片貝川	一級	大堀用水	前山	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
片貝川	一級	小宮山用水	小宮山	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
片貝川	一級	城下用水水門	臼田字城下	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
片貝川	一級	丸山用水	下小田切字小山	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
香坂川	一級	香坂ダム	香坂東地	佐久市	操作規定による
佐久平用水	一級	城山用水	臼田字城山	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
佐久平用水	一級	堂屋敷用水	臼田字堂屋敷	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
臼田用水	用悪水路	稲荷山水門	臼田字城下	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
志賀川	一級	西耕地用水 (八反田用水)	瀬戸八反田	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
志賀川	一級	北堰用水	瀬戸	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
志賀川	一級	奥野溜池 (吉巾池)	志賀	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
千曲川	一級	中込用水	太田部字石田	中込用水 管理委員会	操作担当者の状況判断により開閉
千曲川	一級	新町用水	中込字用水口	中込用水 管理委員会	操作担当者の状況判断により開閉
千曲川	一級	田口用水水門	佐久穂町海瀬	田口用水組合	操作担当者の指示又は水利組合の役員の指示
千曲川	一級	三ヶ用水水門	佐久穂町羽黒下	三ヶ用水組合	操作担当者の指示又は水利組合の役員の指示
千曲川	一級	佐久平用水	勝間字田古屋	佐久平土地改良区	操作担当者の状況判断により開閉
千曲川	一級	平賀用水	勝間字田古屋	佐久平土地改良区	操作担当者の状況判断により開閉

河川名	河川種別	名称	位置	管理者	操作の基準
千曲川	一級	田口用水 第1頭首工	佐久穂町中畑	田口用水組合	操作担当者の状況判断により開閉
千曲川	一級	三ヶ用水	佐久穂町高野町	三ヶ用水組合	操作担当者の状況判断により開閉
中沢川	一級	美笹湖	前山	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	牧場溜池	内山（牧場）	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	大星用水	中込字大星	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	深堀用水	中込字馬場口	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	土呂下用水	中込字土呂下	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	樋村用水	平賀樋村	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	後家前用水	平賀字後家	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	中村用水	内山中村	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	本郷用水	内山本郷	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
滑津川	一級	松井用水	内山松井	佐久市	操作担当者の状況判断により開閉
抜井川	一級	田口用水水門	佐久穂町四ツ谷	田口用水組合	操作担当者の状況判断により開閉
抜井川	一級	田口用水 第2頭首工	佐久穂町海瀬	田口用水組合	操作担当者の状況判断により開閉
湯川	一級	四ヶ用水	岩村田字東岩子	佐久市土地改良区	操作担当者の状況判断により開閉
湯川	一級	常木用水	岩村田字飯網下	佐久市土地改良区	操作担当者の状況判断により開閉
湯川	一級	平尾用水	御代田町豊昇 後川原	佐久市	平根発電所へ連絡し、適切に開閉する
湯川	一級	湯川ダム	御代田町広戸	長野県	湯川ダム操作規則により操作する
湯川	一級	荒谷用水	横根万年橋	佐久市土地改良区	操作担当者の状況判断により開閉

別表 1 水防本部各部及び各班の事務分掌

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
総務対策部 ◎総務部長	危機管理班 ○危機管理課長	・本部の設置、会議及び閉鎖に関すること。 ・水害に関する予報、警報等の伝達に関すること。 ・指令その他本部長命令に関すること。 ・避難指示等に関すること。 ・無線通信の総括に関すること。 ・各部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・被害情報の取りまとめ及び報告に関すること。 ・県への連絡及び被害報告に関すること。 ・災害救助法の事務及び総括に関すること。 ・配備体制に関すること。
	総務班 ○総務課長	・本部及び部の庶務に関すること。 ・各部及び部内各班の連絡調整に関すること。 ・部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・職員の動員状況の把握に関すること。 ・出勤者の宿舎、給与及び給食に関すること。 ・他市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関すること。 ・区長会との連絡調整に関すること。 ・問い合わせへの対応に関すること。 ・防犯に関すること。
	秘書班 ○秘書課長	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・見舞者及び災害視察者の対応に関すること。
	財政班 ○財政課長	・庁舎及びその付属施設利用者の安全確保に関すること。 ・庁舎及びその付属施設等の応急対策に関すること。 ・市有車両の確保及び配車に関すること。 ・ヘリポート及び車両置場の確保に関すること。 ・災害にかかる予算措置に関すること。 ・市有財産の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
	税務班 ○税務課長	・被災者の避難所への誘導に関すること。 ・被災者の把握及び名簿の作成に関すること。 ・本部と被災者の連絡に関すること。 ・住家等（市有建物除く）の被害状況調査及び報告に関すること。 ・罹災証明に関すること。 ・被災者の市税に関する相談に関すること。
	収税班 ○収税課長	・本部長の命ずる水害応急対策に関すること。 ・税務班の応援。
	選挙管理委員会 ○監査委員事務局班 ○委員会書記長	・本部長の命ずる水害応急対策に関すること。 ・総務班の応援。
企画対策部 ◎企画部長	企画班 ○企画課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・部内各班の連絡調整に関すること。 ・自衛隊の派遣要請に関すること。 ・派遣自衛隊との連絡調整に関すること。 ・自衛隊が使用する災害応急対策用資機材の確保に関すること。 ・県及び他の市町村に対する応援要請に関すること。 ・ふるさと納税に関すること。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
企画対策部 ◎企画部長	広報広聴班 ○広報広聴課長	・災害の状況及び応急対策等に係る広報に関すること。 ・写真、ビデオ等による水害の記録に関すること。 ・報道機関との連絡及び対応に関すること。 ・市公式ホームページにおける水害の状況及び応急対策等に係る広報に関すること。 ・佐久市市民活動サポートセンター利用者の安全確保に関すること。 ・佐久市市民活動サポートセンターの被害調査及び報告に関すること。 ・佐久市市民活動サポートセンターの応急対策に関すること。
	情報政策班 ○情報政策課長	・公共ネットワークの応急対策、安全確保及び被害状況の調査・報告に関すること。 ・佐久市公衆無線LANの開放に関すること。 ・携帯電話、スマートフォン等の充電に関すること。 ・停電時における本部等のシステム機能に関すること。
	契約班 ○契約課長	・救護物資（食糧品等含む）及び水害対策用資機材の調達に関すること。 ・救援物資（食糧品等含む）及び水害対策用資機材の供給に関すること。
	移住交流推進班 ○移住交流推進課長	・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・関係機関等との連絡調整に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・災害多言語支援センターに関すること。 ・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・外国人の安全確保に関すること。
市民健康対策部 ◎市民健康部長	市民班 ○市民課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・部内各班の連絡調整に関すること。 ・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・収容避難者名簿作成及び安否確認リストに関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・遺体の処理、埋葬等に関すること。 ・被災者の安否問合せへの対応に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	人権同和班 ○人権同和課長	・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	健康づくり推進班 ○健康づくり推進課長	・被災者の看護及び応急救護に関すること。 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・救急医薬品及び衛生材料の確保に関すること。 ・被災者の健康相談に関すること。 ・助産に関すること。 ・救護班の出動要請及び協力活動に関すること。 ・救護所の開設及び管理運営に関すること。 ・支援協定に基づく佐久医師会への救護班の派遣要請及び協力に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	国保医療班 ○国保医療課長	・本部長の命ずる水害応急対策等に関すること。 ・市民班の応援。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
環境対策部 ◎環境部長	環境政策班 ○環境政策課長	・部の庶務に関すること。 ・部内各班の連絡調整に関すること。 ・部にかかる災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・関係機関等との連絡調整に関すること。 ・防疫に関すること。 ・給水活動に関すること。 ・愛玩動物の救護に関すること。 ・食品衛生に関すること。 ・所管施設の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。
	生活環境班 ○生活環境課長	・仮設トイレの確保・設置に関すること。 ・トラックの輸送等に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・所管する廃棄物処理施設の応急対策に関すること。 ・所管施設の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・被災者の消費生活相談に関すること。
	下水道班 ○下水道課長	・関係機関等との連絡調整に関すること。 ・生活排水処理施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (計画の作成含む) ・所管施設の安全確保及び施設の保全に関すること。
福祉対策部 ◎福祉部長	福祉班 ○福祉課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・部内各班の連絡調整に関すること。 ・福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・障がい者福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・障がい者福祉施設の被害調査及び報告に関すること。 ・ボランティア団体等との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・社会福祉協議会との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・日赤奉仕団との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・民生児童委員との連絡調整に関すること。 ・要配慮者の保護及び避難対策に関すること。
	子育て支援班 ○子育て支援課長	・所管施設の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・保育園児の安全確保に関すること。
	高齢者福祉班 ○高齢者福祉課長	・高齢者福祉施設の入居者の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・高齢者福祉施設の被害調査及び報告に関すること。 ・要配慮者の保護及び避難対策に関すること。 ・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・被災者の健康相談に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。
	臼田学園班 ○臼田学園長	・所管施設の利用者の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
経済対策部 ◎経済部長	農政班 ○農政課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関する事。 ・部の庶務に関する事。 ・部内各班の連絡調整に関する事。 ・農畜産物の被害調査及び報告に関する事。 ・死亡家畜の連絡に関する事。 ・関係機関等との連絡調整に関する事。 ・農業者に対する罹災証明に関する事。 ・被災農林業者に対する融資に関する事。 ・農畜産物の応急対策に関する事。 ・家畜伝染病の防疫に関する事。
	耕地林務班 ○耕地林務課長	・林地、治山施設及び林業施設の被害調査及び報告に関する事。 ・林地、治山施設及び林業施設の応急対策に関する事。 ・農地及び農業用施設の被害調査及び報告に関する事。 ・農地及び農業用施設の応急対策に関する事。 ・死亡鳥獣の対応に関する事。 ・香坂ダムに関する事。 ・ため池に関する事。
	商工振興班 ○商工振興課長	・商工業関係の被害調査及び報告に関する事。 ・関係機関等との連絡調整に関する事。 ・商工業者に対する罹災証明に関する事。 ・被災商工業者に対する融資に関する事。 ・所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・所管施設の応急対策に関する事。
	観光班 ○観光課長	・観光施設の被害調査及び報告に関する事。 ・関係機関等との連絡調整に関する事。 ・観光施設の応急対策に関する事。 ・観光客の安全確保に関する事。
	農業委員会事務局班 ○委員会事務局長	・本部長の命ずる水害応急対策等に関する事。 ・耕地林務班の応援。
建設対策部 ◎建設部長	土木班 ○土木課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関する事。 ・部の庶務に関する事。 ・部内各班の連絡調整に関する事。 ・関係機関等の連絡調整に関する事。 ・道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関する事。 ・緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事。 ・地すべり、崖崩れ等の応急対策に関する事。 ・水防対策に関する事。
	道路建設班 ○道路建設課長 都市計画班 ○都市計画課長	・関係機関等の連絡調整に関する事。 ・道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関する事。 ・緊急輸送路の確保及び交通規制に関する事。 ・地すべり、崖崩れ等の応急対策に関する事。 ・水防対策に関する事。
	公園緑地班 ○公園緑地課長	・公園施設の利用者の安全確保に関する事。 ・公園施設の被害調査及び報告に関する事。 ・公園施設の応急対策に関する事。
	建築住宅班 ○建築住宅課長	・応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事。 ・住宅の応急修理に関する事。 ・住宅建設資金等の融資の相談に関する事。 ・市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
会計対策部 ◎会計局長	会計班 ○会計課企画幹	・ 本部長の命ずる水害応急対策等に関する事。 ・ 災害義援金、支援金の受領及び配分に関する事。 ・ 部の庶務に関する事。 ・ 総務班の応援。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会事務局班 ○議会事務局次長	・ 部に係る水害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 部の庶務に関する事。 ・ 議会への情報提供に関する事。 ・ 議会関係の視察等に関する事。
学校教育対策部 ◎学校教育部長	学校教育班 ○学校教育課長	・ 部に係る水害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 部の庶務に関する事。 ・ 部内各班との連絡調整に関する事。 ・ 教職員の動員に関する事。 ・ 児童及び生徒の安全確保に関する事。 ・ 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 文教対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。
	教育施設班 ○教育施設課長	・ 学校施設整備全般に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 文教対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。
	学校給食班 ○学校給食課長	・ 学校給食に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 学校給食センターでの炊き出しを実施する際の指示に関する事。
社会教育対策部 ◎社会教育部長	生涯学習班 ○生涯学習課長	・ 部に係る水害情報の収集及び伝達に関する事。 ・ 部の庶務に関する事。 ・ 部内各班との連絡調整に関する事。 ・ 関係機関等との連絡調整に関する事。 ・ 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。
	文化振興班 ○文化振興課長	・ 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。 ・ 文化財の被害調査及び報告に関する事。 ・ 文化財の応急対策に関する事。
	スポーツ班 ○スポーツ課長	・ 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。
	中央図書館班 ○中央図書館事務長	・ 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 ・ 所管施設の被害調査及び報告に関する事。 ・ 所管施設の応急対策に関する事。 ・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
社会教育対策部 ◎社会教育部長	近代美術館班 ○近代美術館事務長	・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
病院対策部 ◎病院事務長	浅間総合病院班 ○浅間総合病院 総務課長	・部に係る水害情報の収集及び伝達に関すること。 ・部の庶務に関すること。 ・病院施設の利用者の安全確保及び保全に関すること。 ・病院施設の被害調査及び報告に関すること。 ・病院施設の応急対策に関すること。 ・地域における救護活動に関すること。
臼田支部対策部 ◎臼田支所長 浅科支部対策部 ◎浅科支所長 望月支部対策部 ◎望月支所長	総務税務班 ○臼田支所企画幹 ○浅科支所企画幹 ○望月支所企画幹	・支部の庶務に関すること。 ・災害に関する予報、警報等の伝達に関すること。 ・支部各班の連絡調整に関すること。 ・避難指示及び指示に関すること。 ・無線通信の総括に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・各班に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・管内の被害情報の取りまとめ及び本部への報告に関すること。 ・支部職員の動員に関すること。 ・外国人の安全確保に関すること。 ・支所庁舎及びその附属施設利用者の安全確保に関すること。 ・支所庁舎及びその附属施設等の応急対策に関すること。 ・管内の被災者名簿の作成に関すること。 ・食糧品等の必要品目、数量把握、被災者への調達供給に関すること。 ・罹災証明に関すること。 ・本庁各班と連携した対応に関すること。
	市民班 高齢者児童福祉班 健康づくり推進班 ○臼田支所企画幹 ○浅科支所企画幹 ○望月支所企画幹	・所管施設の利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の被害調査及び報告に関すること。 ・所管施設の応急対策に関すること。 ・被災者の健康相談に関すること。 ・管内社会福祉施設の利用者の安全確保及び施設の保全に関すること。 ・管内の社会福祉施設の被害調査及び報告に関すること。 ・被服、寝具その他生活必需品の必要品目、数量等の把握及び被災者への給与又は貸与に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・要配慮者の保護に関すること。 ・本庁各班と連携した対応に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。
	経済建設環境班 ○臼田支所企画幹 ○浅科支所企画幹 ○望月支所企画幹	・農地及び農業用施設並びに農畜産物の被害調査、報告に関すること。 ・農地及び農業用施設並びに農畜産物の応急対策に関すること。 ・家畜伝染病の防疫に関すること。 ・林地、治山施設及び林業施設の被害調査及び報告に関すること。 ・林地、治山施設及び林業施設の応急対策に関すること。 ・商工業関係の被害調査及び報告に関すること。 ・観光施設の被害調査及び報告に関すること。 ・観光客の安全確保に関すること。 ・観光施設の応急対策に関すること。 ・道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。 ・緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。 ・地すべり、崖崩れ等の応急対策に関すること。 ・水防対策に関すること。 ・本庁各班と連携した対応に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。

部名 (◎：部長等)	班名 (○：班長)	事務分掌
水防対策部 ◎危機管理課 専門幹	消防団班 ○危機管理課長補佐 現地班 ○佐久消防署長 ○北部消防署長 ○川西消防署長	・消防活動及び水防活動に関すること。 ・救急救助活動に関すること。 ・その他災害応急活動に関すること。 ・水防団との連絡調整に関すること。 ・長野県広域消防応援協定に基づく応援要請に関すること。 ・消防施設の被害調査及び報告に関すること。 ・消防施設の応急対策に関すること。 ・佐久広域連合消防本部及び消防署との連絡調整に関すること。

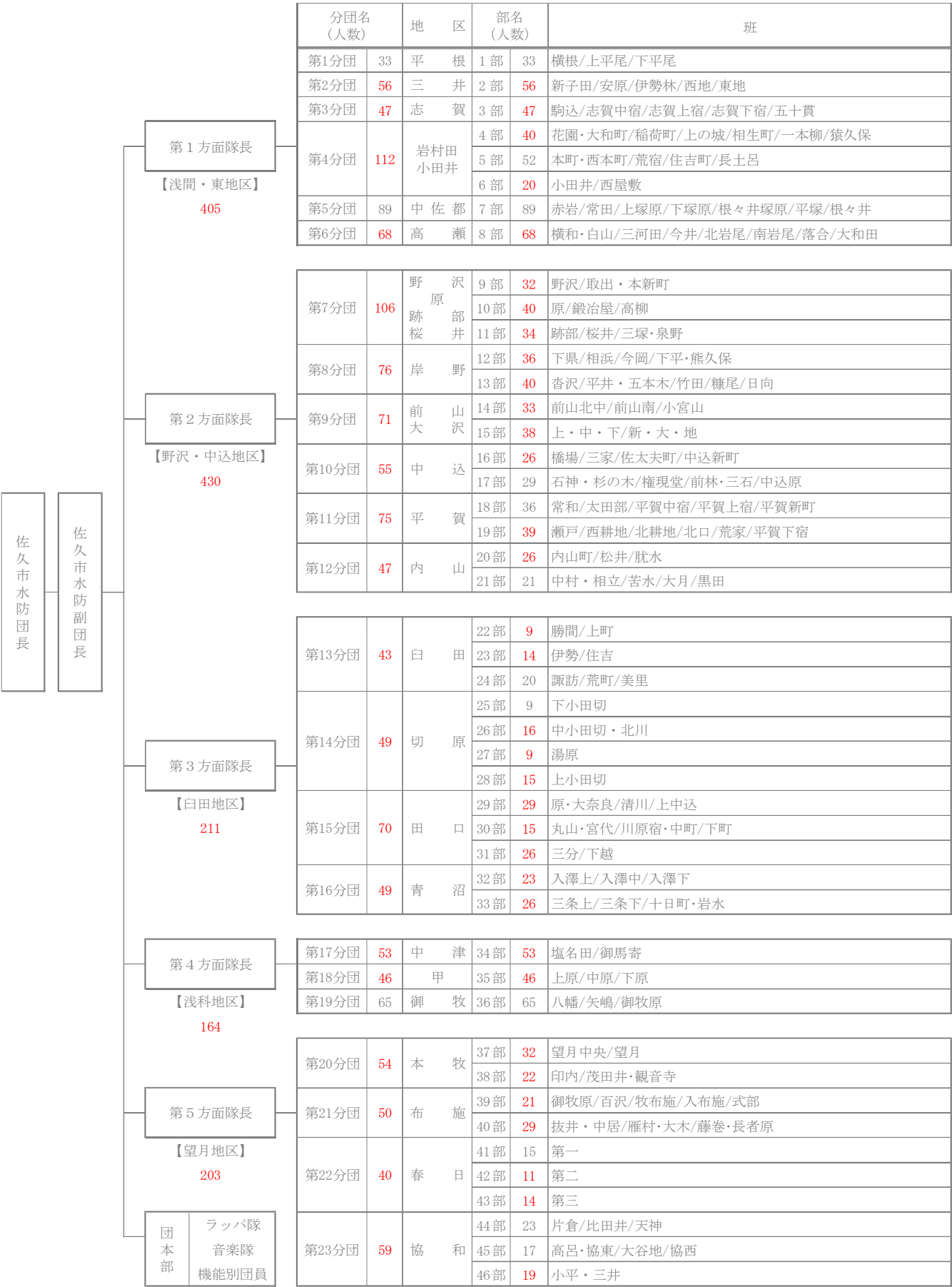
※災害発生時には、相互に連携、協力をする。

別表２ 関係機関への連絡

名 称	部署等	電 話 (0267)	備考
佐久市役所	・ 本庁（代表）	62-2111	
	・ 総務部	62-3002	
	・ 企画部	62-3067	
	・ 市民健康部	62-3087	
	・ 環境部	62-2917	
	・ 福祉部	62-3147	
	・ 経済部	62-3203	
	・ 建設部	62-3427	
	・ 会計局	62-3448	
	・ 議会事務局	62-3495	
	・ 学校教育部	62-3478	
	・ 社会教育部	62-5535	
	・ 浅間総合病院	67-2295	
	・ 臼田支所	82-3111	
	・ 浅科支所	58-2001	
	・ 望月支所	53-3111	
佐久市水防団（本部）	・ 危機管理課消防団係	64-4119	
消防署	・ 佐久消防署	62-0119	
	・ 北部消防署	82-0119	
	・ 川西消防署	53-0119	
佐久建設事務所（臼田）	・ 代表	82-3101	
	・ 維持係	82-8273	※水害発生時
佐久建設事務所佐久北部事務所（跡部）	・ 代表	63-3111	
佐久警察署	・ 代表	68-0110	

別表 3 佐久市水防団組織図

団員数（令和 6 年 4 月現在） 合計 1,463 名



別表 4 洪水時避難場所

1 指定緊急避難場所

災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所又は施設

佐久(39箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
岩村田	岩村田児童館	岩村田 2957-1	120	80	
	浅間体育センター	岩村田 1340-3	910	550	
	浅間会館	岩村田 543	650	400	
	長土呂公会場	長土呂 1395-1	200	120	
	市民交流ひろば	佐久平駅南 4-3 他	32,428	—	
	佐久平浅間児童館	長土呂 1288-1	115	65	
小田井	荒田集会所	小田井 1201	72	45	
	小田井児童館	小田井 923-16	75	45	
平 根	平根保育園	上平尾 847-3	129	80	
	平根児童館	上平尾 953-7	89	55	※1
	上平尾集会所	上平尾 793-1	75	45	
中佐都	中佐都保育園	塚原 787-1	137	80	
	中佐都児童館	塚原 815-1	89	50	
高 瀬	高瀬保育園	鳴瀬 1371	133	80	※1
	高瀬児童館	鳴瀬 1378-1	89	55	※1
野 沢	泉保育園	三塚 300-2	126	75	
	泉児童館	三塚 282-3	89	55	
	生涯学習センター(野沢会館)	取出町 183	1,706	1,035	
	野沢体育センター	野沢 339-1	1,008	610	
岸 野	岸野児童館	伴野 1474-2	89	55	
	農村環境改善センター	伴野 1802-3	734	445	
	岸野集会所	根岸 203-1	76	45	
大 沢	大沢保育園	大沢 789-1	133	80	
	大沢地区社会体育館	大沢 789- 1	720	435	
中 込	中込第二保育園	中込 1790	127	75	
	中込児童館	中込 484-1	86	50	
	勤労者体育館	中込 3384-1	720	435	
	中込会館 (恵仁会中込施設内)	中込 1-17-8	520	300	
平 賀	城山保育園	平賀 4195	223	135	
	佐久城山児童館	平賀 5332-2	89	55	
	中央隣保館	瀬戸 1177-2	363	220	
	佐久総合運動公園	平賀 3011	97,414	—	
内 山	内山集会所	内山 5899-1	133	80	※2
三 井	東保育園	新子田 880-2	139	85	
	東児童館	新子田 897-1	92	55	
	東地区社会体育館	新子田 1382-1	910	550	
	香坂集会所	香坂 3113	76	45	※1
	東地文化センター	香坂 630-1	214	129	
志 賀	東会館	志賀 6059-1	338	200	
合 計				6,999	

臼田(29 箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
田 口	馬坂特農館	群馬県	46	30	
	広川原健康相談室	田口 147-1	40	25	
	丸山公民館	田口 914-1	182	110	※2
	宮代公会場	田口 2502-2	164	100	
	中町公会場	田口 2623-4	67	40	
	下町公会場	田口 2886-1	343	210	
	大奈良公民館	田口 4527	109	65	
	原区公民館	田口 4831-1	99	60	
	清川公民館	清川 388-3	158	95	※1
	田口児童館	田口 2955	89	55	
青 沼	赤谷公会場	入澤 2495	50	30	
	入澤集会所	入澤 1586-1	291	175	※1
	岩水公民館	平林 1109-イ	76	45	※1
臼 田	勝間地域公民館	勝間 73-18	193	115	※1
	横山公民館	下小田切 1-2	75	45	
	美里区公会場	臼田 1278-8	142	85	
	下小田切公会場	下小田切 349-1	229	140	
	臼田児童館	臼田 559-1	90	55	
	うすだ健康館	臼田 2175-1	290	88	
	諏訪町公民館	臼田 2073-4	143	85	
	臼田総合運動公園宿泊棟	臼田 3110-1	1,392	300	
切 原	滝公会場	湯原 1247-3	70	40	
	湯原公会場	湯原 731	226	135	※1
	湯原新田公会場	湯原 2673	79	50	※1
	上小田切公会場	上小田切 300-1	82	50	※2
	上小田切西区公会場	上小田切 832-1	84	50	※1
	北川本郷公会場	北川 234-1	179	110	
	切原児童館	湯原 30-4	86	50	
	千曲台公会場	北川 525-27	147	90	
臼田地区収容人員				2,528	

浅科(16 箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
中 津	旧浅科会館	塩名田 1338	243	145	
	御馬寄コミュニティセンター	御馬寄 173	250	150	※1
	駒寄公会場	御馬寄 587-39	100	60	
	塩名田区生きがいセンター	塩名田 456-1	600	365	※1
	庄ノ上生活改善センター	御馬寄 925-32	164	100	
	浅科多目的屋内運動場	塩名田 1155-1	1,000	610	
甲	上原公会場	甲 2165-3	150	90	
	中原構造改善センター	甲 1176-4	130	80	
	下原公会場	甲 1351-5	230	140	
	あさしな保育園	御馬寄 715-1	246	150	
	あさしな児童館	御馬寄 715-2	89	55	
	道の駅ほっとば〜く・浅科	甲 2177-1	3,966	35	
南御牧	桑山公会場	桑山 728-2	100	60	※1
	入の沢公会場	桑山 585-1	70	40	※1
	御牧原多目的集会場	八幡 1124-3	200	120	
	八幡コミュニティセンター	八幡 69-1	147	70	
浅科地区収容人員				2,270	

望月(47箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
本 牧	望月地域コミュニティセンター	望月 143-1	431	260	
	望月人権文化センター	望月 471-12	539	325	
	茂田井公民館	茂田井 2136-2	274	165	
	観音寺公民館	茂田井 3726-1	132	80	
	観音峯活性化センター	茂田井 3393-1	172	104	
	印内コミュニティセンター	印内 179-1	95	58	※1
	印内公民館	印内 244-1	151	90	※1
	印内原公民館	印内 566	119	70	
布 施	御牧原公民館	布施 8-142	151	90	
	百沢公民館	布施 162-4	106	65	
	牧布施公民館	布施 501	134	80	
	式部公民館	布施 2682	149	90	※1
	中居創作館	布施 4258	255	155	
	雁村公民館	布施 4934-1	140	85	※1
	大木公民館	布施 5550-1	111	65	
	長者原公民館	布施 5314	158	95	
	藤巻公民館	布施 4678	121	70	
	布施温泉	布施 1228	180	100	※1
春 日	御鹿の郷地域ふれあいセンター	春日 2714-1	1,188	720	
	下之宮公民館	春日 624-2	135	80	
	善郷寺公民館	春日 730-45	157	95	
	高橋公民館	春日 446-1	166	100	
	向反公民館	春日 1277-1	196	115	
	新田公民館	春日 2403-1	157	95	※1
	竹之城公民館	春日 1872-2	118	70	※1
	湯沢公民館	春日 2253-15	135	80	※1
	新町公民館	春日 3311-6	160	95	
	入新町公民館	春日 3913-1	190	115	
	岩下公民館	春日 4602-3	149	90	※1
	入片倉公民館	春日 4850-2	163	100	※1
	茂沢公民館	春日 3580-2	92	55	※1
	宮之入公民館	春日 3440-4	118	70	※1
	三明公民館	春日 3541-7	63	40	※1
	もちづき荘	春日 5921	361	210	※1
	ゆざわ荘	春日 5924-4	188	110	
協 和	比田井公民館	協和 6683	370	225	
	片倉公民館	協和 7281-6	229	140	
	天神公民館	協和 8554	152	90	
	協東公民館	協和 2404-7	199	120	
	高呂公民館	協和 2611-1	171	100	
協 和	大谷地公民館	協和 3151-1	148	90	
	協西公民館	協和 3348	147	90	※3
	小平公民館	協和 1320-1	198	120	※1
	三井公民館	協和 244-1	202	120	
	桜ヶ丘地域ふれあいセンター	協和 5254-1	742	450	
	望月児童館	協和 5267-2	89	55	
	もちづき保育園	協和 7430-1	207	125	
望月地区収容人員				6,012	

指定緊急避難場所収容人員 合計	17,809
-----------------	--------

(本避難場所は洪水「洪水・内水氾濫」を想定)

- ※1 土砂災害警戒区域内
- ※2 土砂災害特別警戒区域内
- ※3 立地条件等から土砂災害の可能性有

2 指定避難所

避難者等を一定期間滞在させるための施設

佐久(27箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
岩村田	岩村田小学校	岩村田 2641-2	10,936	1,132	
	浅間中学校	岩村田 1361	21,193	1,641	
	佐久大学	岩村田 2384	600	360	
	佐久長聖高等学校	岩村田 951	2,825	1,710	
	佐久平交流センター	佐久平駅南 4-1	788	480	
	佐久平浅間小学校	長土呂 1717	12,904	1,228	
	駒場公園	猿久保 55	10,500	—	
	市民創錬センター	猿久保 165-1	788	490	
	長野県立武道館	猿久保 165-1	5,314	3,220	
	岩村田高等学校	岩村田 1248-1	23,905	3,220	
平 根	平根小学校	上平尾 936	11,009	837	※1
	平尾温泉みはらしの湯	下平尾 2682	426	250	
中佐都	中佐都小学校	塚原 808	9,368	731	
高 瀬	高瀬小学校	鳴瀬 1350-1	11,432	747	※1
野 沢	野沢小学校	取出町 472-3	11,825	1,023	※4
	泉小学校	三塚 273- 1	12,184	1,041	
	野沢中学校	野沢 335-1	19,040	1,416	※4
	野沢北高等学校	野沢 449-2	13,296	1,640	
	野沢南高等学校	原 86-1	18,598	950	
岸 野	岸野小学校	伴野 1725	8,784	690	
	道の駅 ヘルシーテラス佐久南	伴野 7-1	472	200	
中 込	中込小学校	中込 491	12,087	924	
	佐久市総合体育館	中込 2939	2,436	1,475	
平 賀	佐久城山小学校	平賀 5325-1	10,428	828	
	中込中学校	平賀 2313	20,698	1,555	※4
三 井	東中学校	新子田 1396-1	20,029	1,097	
志 賀	東小学校	志賀 6128-1	13,225	932	
佐久地区収容人員				29,817	

臼田(9箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積 (㎡)	収容人員	備考
田 口	田口体育館	田口 3017	739	450	
	臼田中学校	下越 286-1	18,844	1,378	※4
青 沼	青沼小学校	入澤 152-1	9,347	430	
臼 田	佐久平総合技術高等学校 (臼田キャンパス)	臼田 751	1,661	1,000	
	旧臼田小学校第2体育館	臼田 264-3	13,686	600	
	コスモホール	下小田切 124-1	5,803	3,500	
切 原	臼田小学校	下小田切 165-1	10,146	1,122	
	切原体育館	中小田切 111-1	800	485	
	臼田学園	北川 557-102	293	180	
臼田地区収容人員				9,145	

浅科(5箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積(m ²)	収容人員	備考
中 津	療育支援センター	御馬寄 1359-4	467	280	
	浅科保健センター	塩名田 570	894	540	
甲	浅科小学校	甲 2003-1	16,337	791	
南御牧	浅科中学校	八幡 150	20,237	1,058	
	交流文化館浅科	八幡 229	2,145	1,300	
浅科地区収容人員				3,969	

望月(6箇所)

地区名	施設名	所在地	施設面積(m ²)	収容人員	備考
望 月	駒の里ふれあいセンター	望月 303	2,117	1,280	
	望月サテライト高等学校	望月 276-1	11,902	510	
布 施	布施体育館	布施 2151-3	600	430	
春 日	春日体育館	春日 2823	607	430	
協 和	望月中学校	協和 6925	14,003	470	
	望月小学校	協和 5229	10,416	725	
佐久地区収容人員				3,845	

指定避難所収容人員 合計	46,776
--------------	--------

(本避難所は洪水「洪水・内水氾濫」を想定)

※1 土砂災害警戒区域内

※4 浸水想定区域 0.5メートル未満(2階部分利用)

3 福祉避難所及び応急活動拠点等(23箇所)

災害時、それぞれの応急活動拠点として、次の施設について確保するように努める

※福祉避難所とは、災害時、避難生活が長引く場合、指定避難所での生活を続けることが困難な方(介護や福祉的な配慮を必要とする要配慮者)を滞在させる施設

地区名	施設名	所在地	応急活動区分
佐 久	佐久市保健センター	中込 3045-1	医療
	老人福祉センター長寿閣	猿久保 248-1	要配慮者
	佐久の泉共同作業センター	前山 38-1	
	シルバーランドみつい	新子田 866	
	シルバーランドきしの	根岸 113-1	
	福祉総合センター	猿久保 249-2	ボランティア
臼 田	広川原健康相談室	田口 147-1	医療
	あいとびあ臼田	下越 16-5	要配慮者
	臼田学園	北川 557-102	
	清和寮	北川 557	
浅 科	浅科診療所	塩名田 570	医療
	浅科保健センター	塩名田 570	要配慮者
	塩名田苑	塩名田 542-1	
	穂の香乃湯	甲 107 1-1	保健衛生

地区名	施設名	所在地		応急活動区分
望 月	布施診療所	布施 2151-3		医療
	ワークハウス牧	望月 1729-6		要配慮者
	望月総合支援センター	望月 317-2		
	結いの家	望月 326-4		
	佐久良荘	望月 285-2		保健衛生
	もちづき荘	春日 5921		
	ゆざわ荘	春日 5924-4		
	布施温泉	布施 1228		

別表 5 佐久市内水防倉庫（23 箇所）

名称	位置
跡部	跡部字上町屋（千曲川左岸）
石神	中込南河原（千曲川右岸）
今井	鳴瀬字辰ノ口（今井取水口下流 50m 千曲川右岸）
高柳	高柳（千曲川左岸）
伴野	伴野（佐久橋千曲川左岸）
根々井	根々井字屋敷（中佐都橋下流 50m 湯川右岸）
原	原字橋上（野沢橋上流千曲川左岸）
平賀	平賀字堰口（千曲川右岸）
青沼	入澤（青沼小学校西側）
臼田	臼田（片貝川医王寺橋南）
下越	下越（消防センター内）
住吉	田口（住吉橋千曲川左岸）
中小田切	中小田切（切原保育園東側）
佐久市役所浅科支所	佐久市役所浅科支所内
矢嶋	矢嶋（中央）
春日	春日字大西（春日橋上流右岸）
協和	協和片倉（拠点施設）
布施	布施字西水無（拠点施設裏）
望月	望月字古宮
佐久市役所望月支所	佐久市役所望月支所南側
佐久消防署	中込（佐久消防署内）
防災備蓄倉庫	中込（佐久市総合体育館東側）
県有水防倉庫	跡部（佐久合同庁舎敷地内 佐久建設事務所管理）

上記備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際して、佐久建設事務所が管理する県有水防倉庫（佐久合同庁舎敷地内）の資器材を、佐久建設事務所長の承認を得て、使用することができる。

また、佐久市建設業協会及び災害時に資材等の提供で登録している佐久市消防団協力事業所に対して、水害時に必要な水防器具、資材又は設備の提供を求め、使用することができる。

佐久市建設業協会（計 102 事業所）（令和 6 年 5 月現在）

- ・ 佐久北部支部 30 事業所（浅間・東地区）
- ・ 佐久南部支部 36 事業所（野沢・中込地区）
- ・ 臼田支部 17 事業所

・浅科支部 7 事業所

・望月支部 12 事業所

佐久市消防団協力事業所 120 事業所 (令和 6 年 5 月現在)

※勤務している消防団員の消防団活動について配慮している事業所含む

別表 6 各水防庫に配備されている主な水防資器材

土のう袋	スコップ	ビニールシート	鎌 (かま)	縄	鉄線	ペンチ
蛇籠 (じゃかご)	掛矢 (かけや)	竹	ノコギリ	鉋 (なた)	杭	

※蛇籠とは、鉄線を用いかごを作り、碎石を詰め込んだもの。

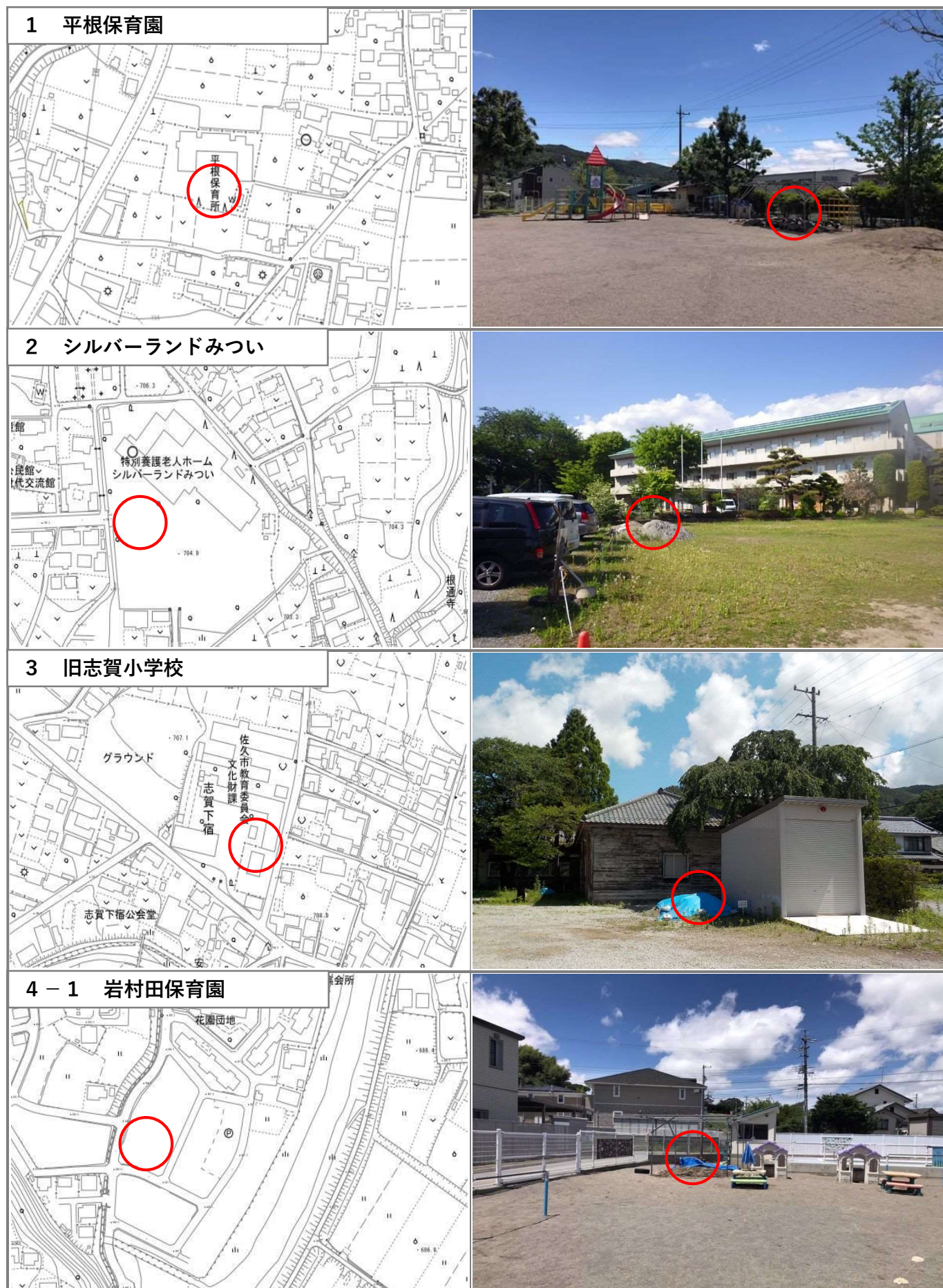
※掛矢とは、大型の木槌のこと。

別表 7

(1) 土のう用砂配置場所 (24 箇所)

地区名	分団区分	施設名	所在地	電話番号	位置図	備考
佐 久	第 1 分団	平根保育園	上平尾 847-3	67-2094	P 61	
	第 2 分団	シルバーランドみつい	新子田 866	66-6800	P 61	
	第 3 分団	旧志賀小学校	志賀 5951-1	68-7321	P 61	
	第 4 分団	岩村田保育園	岩村田 5088	67-2281	P 61	
	第 4 分団	佐久平浅間小学校	長土呂 1717	66-1717	P 62	
	第 5 分団	中佐都小学校	塚原 808	67-3418	P 62	
	第 6 分団	高瀬保育園	鳴瀬 1371	67-2155	P 62	
	第 7 分団	跡部老人憩いの家	跡部 7-5	62-7797	P 62	
	第 8 分団	岸野小学校	伴野 1725	62-0384	P 63	
	第 9 分団	洞源湖北側	前山		P 63	
	第 10 分団	中込第二保育園	中込 1790	62-0432	P 63	
	第 11 分団	旧平賀保育園	平賀 5038	62-0122	P 63	
臼 田	第 12 分団	旧内山小学校	内山 5206-1		P 64	内山地区社会体育館
	第 13 分団	旧臼田小学校	臼田 264-3	82-2024	P 64	
	第 14 分団	旧切原小学校	中小田切 100-1	82-2079	P 64	
	第 15 分団	下町公会場	田口 2886-1	82-3111	P 64	
浅 科	第 16 分団	旧青沼小学校	入澤 152-1	82-2181	P 65	
	第 17 分団	浅科総合グラウンド	塩名田 1151-1	58-2001	P 65	所 管：スポーツ課 連絡先：浅科支所
	第 18 分団	下原公園	甲 1611-4		P 65	
望 月	第 19 分団	旧みまき保育園	八幡 565-1	58-2001	P 65	所 管：観光課 連絡先：浅科支所
	第 20 分団	望月支所公用車第 2 駐車場	望月 263	53-3111	P 66	
	第 21 分団	第 21 分団拠点施設	布施 2148	53-3111	P 66	連絡先：望月支所
	第 22 分団	旧春日小学校	春日 2823		P 66	
	第 23 分団	小平グラウンド	協和 901-3	53-3111	P 66	連絡先：望月支所 グラウンドゴルフ場内

(2) 土のう用砂の配置位置



4-2 佐久平浅間小学校



5 中佐都小学校



6 高瀬保育園



7 跡部老人憩いの家



8 岸野小学校



9 洞源湖北側



10 中込第二保育園



11 旧平賀保育園



12 旧内山小学校



13 旧白田小学校



14 旧切原小学校



15 下町公会場



16 さやか星小学校



17 浅科総合グラウンド



18 下原公園



19 旧みまき保育園



20 望月支所公用車第2駐車場



21 第21分団拠点施設



22 旧春日小学校



23 小平グラウンド



別表 8 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）内にある要配慮者利用施設（111 施設）

（健康づくり推進課、高齢者福祉課、移住交流推進課、福祉課、子育て支援課、学校教育課調べ）

	施設名	種別	住所	電話番号 (0267)	計画作成	備考
1	くろさわ病院 介護老人保健施設安寿苑	・病院・通所リハビリ ・介護老人保健施設	中込 1-17-8	64-1711	義務	千曲川
2	佐久総合病院	・病院	臼田 197	82-3131	義務	千曲川
3	雨宮病院、デイケアさくら	・病院・通所リハビリ	下小田切 73	82-5311	義務	千曲川
4	田嶋クリニック	・診療所	臼田 1652-1	81-5151	義務	千曲川
5	たむらペインクリニック	・診療所	臼田 2292-1	82-3981	義務	千曲川
6	つつみハートクリニック	・診療所	臼田 476-1	82-0223	義務	千曲川
7	みさと皮フ科クリニック	・診療所	臼田 1114-6	78-3132	義務	千曲川
8	安紀内科クリニック	・診療所	野沢 236-1	63-1201	義務	千曲川
9	小山医院	・診療所	野沢 194-1	62-2133	義務	千曲川
10	相馬医院	・診療所	野沢 194-7	62-0365	義務	千曲川
11	相馬北医院	・診療所	野沢 258-2	62-1541	義務	千曲川
12	都甲クリニック	・診療所	三塚 191-36	64-1050	義務	千曲川
13	博愛こばやし眼科	・診療所	取出町 127-3	63-1300	義務	千曲川
14	水嶋クリニック	・診療所	原 567-8	63-5353	義務	千曲川
15	こすも内科クリニック	・診療所	平賀 1927-1	88-7211	義務	千曲川
16	斎藤産婦人科医院	・診療所	中込 1985-1	62-0823	義務	千曲川
17	関口小児科医院	・診療所	中込 1-25-2	62-7151	義務	千曲川
18	関口内科クリニック	・診療所	中込 405	63-5100	義務	千曲川
19	たばたクリニック	・診療所	平賀 2366-2	63-2821	義務	千曲川
20	国保浅科診療所	・診療所	塩名田 570	58-0355	義務	千曲川
21	ウェルガーデン佐久	・軽費老人ホーム	野沢 333-1	63-0474	義務	千曲川
22	宅幼老所のざわ	・通所介護	野沢 219-17	63-3503	義務	千曲川
23	宅老所およりなんし	・通所介護	野沢 323-31	63-9553	義務	千曲川
24	デイサービスセンターひだまり	・通所介護	桜井 671-1	64-5621	義務	千曲川
25	結いの里千曲デイサービス	・通所介護	伴野 2024-2	77-7308	義務	千曲川
26	宅老所若草	・通所介護	中込 1133-1	62-3338	義務	千曲川
27	宅老所野菊	・通所介護	中 1133-14	64-8042	義務	千曲川

	施設名	種別	住所	電話番号 (0267)	計画作成	備考
28	中込デイサービスセンター サテライト介護老人保健施設なかごみ	・通所介護	中込 3-15-6	64-1732	義務	千曲川
29	ケイジン健康運動センター	・通所介護	中込 3-19-8	64-1707	義務	千曲川
30	佐久市あいとびあ臼田 デイサービスセンター	・通所介護	下越 16-5	82-6730	義務	千曲川
31	サテライトあおぬまの家	・通所介護	入澤 265-2	82-2662	義務	千曲川
32	結いの里千曲	・有料老人ホーム	伴野 2898-1	63-3311	義務	千曲川
33	ケアホームひだまり	・有料老人ホーム	中込 3-5-5	64-8522	義務	千曲川
34	ほのかの家	・有料老人ホーム	入澤 594	78-5768	義務	千曲川
35	ケイジンケアホーム中込	・有料老人ホーム	中込 3-12-1	64-1728	義務	千曲川
36	グループホームのざわ愛の郷	・認知症対応型共同生活 介護	野沢 322-1	78-5860	義務	千曲川
37	特別養護老人ホーム佐久平愛の郷 ショートステイ佐久平愛の郷 デイサービスセンター佐久平愛の郷	・介護老人保健施設 ・短期入所生活介護 ・通所介護	平賀 741	64-5331	義務	千曲川
38	グループホームひらか愛の郷	・認知症対応型共同生活 介護	平賀 737-3	64-5539	義務	千曲川
39	特別養護老人ホームうすだコスモ苑	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・養護老人ホーム	臼田 86	82-2214	義務	千曲川
40	佐久広域特別養護老人ホーム 塩名田苑	・介護老人福祉施設	塩名田 542-1	58-0223	義務	千曲川
41	らいおんはーとりハビリ温泉 デイサービス佐久	・通所介護	前山 321-3	63-5369	義務	千曲川
42	かがやき広場	・通所介護	下越 612-2		義務	千曲川
43	デイサービスセンター星の里	・通所介護	臼田 785-6	81-5677	義務	千曲川
44	宅幼老所ひまわり	・通所介護	臼田 1223-1	81-5020	義務	千曲川
45	宅幼老所いちわ	・通所介護	臼田 2177-1	88-8102	義務	千曲川
46	佐久市浅科デイサービスセンター	・通所介護	塩名田 542-7	58-0101	義務	千曲川
47	四季のベンチ	・小規模多機能型居宅介護	下越 612-1	78-5666	義務	千曲川
48	ホシノマチ団地	・サービス付き高齢者住宅	下越 216-1	62-4139	義務	千曲川
49	すぎな作業所	・障害者就労継続支援	鳴瀬 602-17	68-6548	義務	千曲川
50	佐久の泉共同作業センター	・障害者就労継続支援	前山 38-1	63-4048	義務	千曲川
51	臼田共同作業センター	・障害者就労継続支援	下越 16-5	82-6461	義務	千曲川
52	浅科ふれあいホーム	・障害者就労継続支援	塩名田 548-5	58-4436	義務	千曲川
53	野沢共同作業センター	・障害者就労継続支援 ・生活介護	取出町 183	63-7385	義務	千曲川
54	中込デイサービスセンター	・障害者生活介護 ・放課後等デイサービス	中込 3-15-6	64-1732	義務	千曲川

	施設名	種別	住所	電話番号 (0267)	計画作成	備考
55	ケイジンピアスペースなかごみ	・障害者生活介護 ・放課後等デイサービス	中込 3-2-8	64-1833	義務	千曲川
56	らいおんハートからだの児童デイ サービスセンター佐久南	・障害者生活介護 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	前山 321-3	77-7144	義務	千曲川
57	らいおんハート遊びリテーション 児童デイ佐久南	・児童発達支援・ ・放課後等デイサービス				
58	らいおんハート放課後デイサービス 佐久南	・放課後等デイサービス				
59	いっぽ。	・放課後等デイサービス	野沢 394-5	88-5156	義務	千曲川
60	いつも。	・放課後等デイサービス	原 454	63-5003	義務	千曲川
61	中込共同作業センター	・地域活動支援センター	中込 1-19-2	63-3784	義務	千曲川
62	ワークサポートこすもす	・障害者就労移行支援 ・就労継続支援	中込 1273-2	64-6644	義務	千曲川
63	グループホームなるせ庵	・障害者グループホーム	鳴瀬 680	68-4110	義務	千曲川
64	グループホームたかせ庵	・障害者グループホーム	鳴瀬 680-3	68-8398	義務	千曲川
65	白ゆり荘	・障害者グループホーム	臼田 172-2	68-4428	義務	千曲川
66	エトワール	・障害者グループホーム	臼田 2278-1	82-2667	義務	千曲川
67	エトワール (たんぽぽ)	・障害者グループホーム		82-5514	義務	千曲川
68	野沢の家	・障害者グループホーム	原 498-1	62-8033	義務	千曲川
69	野沢の家 2 号棟	・障害者グループホーム		63-7303	義務	千曲川
70	ケイジンピアホーム中込	・障害者グループホーム ・短期入所	中込 3-2-13	64-1602	義務	千曲川
71	グループホームしおなだ	・障害者グループホーム ・短期入所	塩名田 456	58-0173	義務	千曲川
72	サングリモ中込 つどいの広場交流センター	・つどいの広場	中込 1-19-2	63-3794	義務	千曲川
73	ちびっこ元気クラブ	・放課後児童クラブ	中込 542-1	62-6878	義務	千曲川
74	中込第一保育園	・保育園	中込 3-24-5	62-0644	義務	千曲川
75	中込第二保育園	・保育園	中込 1790	62-0432	義務	千曲川
76	泉保育園	・保育園	三塚 300-2	62-1259	義務	千曲川
77	青沼保育園	・保育園	入澤 232-2	82-3110	義務	千曲川
78	岸野保育園	・保育園	伴野 1792-1	62-1190	義務	千曲川
79	野沢保育園	・保育園	取出町 491-2	64-5230	義務	千曲川
80	聖愛保育園	・保育園	原 267-1	63-8050	義務	千曲川
81	臼田保育園	・保育園	臼田 2126-8	82-2332	義務	千曲川
82	里曲保育園	・保育園	三分 237-1	82-4523	義務	千曲川

	施設名	種別	住所	電話番号 (0267)	計画作成	備考
83	カトリック幼稚園	・ 保育園	取出町 185-1	62-3341	義務	千曲川
84	野沢児童館	・ 児童館	原 270-24	63-6662	義務	千曲川
85	中込児童館	・ 児童館	中込 484-1	62-7234	義務	千曲川
86	岸野児童館	・ 児童館	伴野 1474-2	63-0511	義務	千曲川
87	泉児童館	・ 児童館	三塚 282-3	62-3508	義務	千曲川
88	下越児童館	・ 児童館	下越 248-12	82-1212	義務	千曲川
89	臼田児童館	・ 児童館	臼田 559-1	82-1180	義務	千曲川
90	青沼児童館	・ 児童館	入澤 233-2	82-1151	義務	千曲川
91	野沢小学校	・ 小学校	取出町 472-3	62-0109	義務	千曲川
92	泉小学校	・ 小学校	三塚 273-1	62-0394	義務	千曲川
93	岸野小学校	・ 小学校	伴野 1725	62-0384	義務	千曲川
94	中込小学校	・ 小学校	中込 491	62-0065	義務	千曲川
95	青沼小学校	・ 小学校	入澤 152-1	82-2181	義務	千曲川
96	臼田小学校	・ 小学校	臼田 264-3	82-2024	義務	千曲川
97	野沢中学校	・ 中学校	野沢 335-1	62-0360	義務	千曲川
98	中込中学校	・ 中学校	平賀 2313	62-0725	義務	千曲川
99	臼田中学校	・ 中学校	下越 286-1	82-2139	義務	千曲川
100	野沢北高等学校	・ 高等学校	野沢 449-2	62-0020	義務	千曲川
101	野沢南高等学校	・ 高等学校	原 86-1	62-0064	義務	千曲川
102	佐久平総合技術高等学校 (臼田キャンパス)	・ 高等学校	臼田 751	82-2035	義務	千曲川

洪水浸水想定区域（計画規模降雨）内にある要配慮者利用施設（４施設）

	施設名	種別	住所	電話番号 (0267)	計画作成	備考
103	志賀の家	・ 障害者グループホーム	志賀 5859-3	67-4240	努力義務	志賀川
104	岩村田保育園	・ 保育園	岩村田 5088	67-2281	努力義務	湯川
105	まつざきクリニック	・ 診療所	猿久保 335-13	66-6680	努力義務	湯川
106	どんぐり	・ 障害児放課後等 ・ デイサービス ・ 居宅介護、短期入所、 ・ 障害児（者）相談支援、 ・ 行動援護	猿久保 331	68-6788	努力義務	湯川

別表 9 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（19 施設）

（高齢者福祉課、福祉課、子育て支援課、学校教育課調べ）

	施設名	種別	所在地	電話番号	備考
1	特別養護老人ホーム 佐久福寿園 佐久市岩村田デイサービスセンター	・介護老人福祉施設 ・通所介護	岩村田 4213	68-3055	土砂災害警戒区域
2	アンの家 有料老人ホーム	・有料老人ホーム	岩村田 2213-7	67-7870	土砂災害警戒区域
3	サガラシルバーハウス	・高齢者グループホーム	岩村田 2213-8 2 階	67-7870	土砂災害警戒区域
4	デイサービスフェリーチェ	・老人デイサービスセンター	三河田 482-1	78-5810	土砂災害警戒区域
5	ウェルハウスのぞみサンピア さんぴあの家 デイサービスセンターのぞみサンピア	・有料老人ホーム	根岸 3203-2	63-7870	土砂災害警戒区域
6	らいおんハートリハビリ温泉 デイサービス佐久	・通所介護	前山 321-3	63-5369	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
7	有料老人ホーム 秋桜	・有料老人ホーム	内山 5931-3	63-3000	土砂災害警戒区域
8	住まい処 みまきの宿	・有料老人ホーム	蓬田 681-1	58-2388	土砂災害警戒区域
9	マリーゴールド宅幼老所	・老人デイサービスセンター	印内 133-1	53-9855	土砂災害警戒区域
10	寄合所文ちゃん家	・老人デイサービスセンター	布施 489	51-1038	土砂災害警戒区域
11	三河田の家Ⅰ 三河田の家Ⅱ	・障害者グループホーム	三河田 482-4	68-7450 68-7555	土砂災害警戒区域
12	佐久こまば学園	・障害者支援施設	瀬戸 70-2	88-7860	土砂災害警戒区域
13	アレーズこまば	・障害者生活介護	瀬戸 70-3	63-0505	土砂災害警戒区域
14	緑の牧場学園	・障害者支援施設	八幡 1115-67	58-2244	土砂災害警戒区域
15	こまくさ寮	・障害者グループホーム	八幡 1115-84	58-0404	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域
16	大沢保育園	・児童福祉施設	大沢 789-1	62-1128	土砂災害警戒区域
17	高瀬保育園	・児童福祉施設	鳴瀬 1371	67-2155	土砂災害警戒区域
18	平根小学校	・学校施設	上平尾 936	67-3539	土砂災害警戒区域
19	高瀬小学校	・学校施設	鳴瀬 1350-1	67-2459	土砂災害警戒区域

別表 10 医療救護先（7 箇所） ※佐久医師会及び各施設の公表情報による

本市における救急指定病院は、次のとおりとする。

また、地域的、その他の事情により下記病院が困難な場合は、最寄りの別表 11 に掲げるその他の医療機関とする。

名 称	所在地	電話番号	診療科目	病床数
浅間総合病院	岩村田 1862-1	67-2295	内、循内、糖内、外、整、形、精、小、皮、泌、産、眼、耳、リハ、放、病理診断科、歯、歯口、麻、血管外科	278 床
雨宮病院	下小田切 73	82-5311	外、整、形、胃、内、リハ、リウ、皮、泌、放、アレ	54 床
金澤病院	岩村田 804	67-2048	内、消、循、外、整、皮、リハ、放、泌、糖内	82 床
川西赤十字病院	望月 318	53-3011	内、消、循、小(休診)、外、整、眼、リウ、リハ、泌	84 床
くろさわ病院	中込 1-17-8	64-1711	内、整、婦、皮、形、外、リハ、リウ、泌	83 床
佐久総合病院	臼田 197	82-3131	内、呼内、循内、消内、血、代内、腎、神内、心内、精、小、麻、救急科、泌、女性泌尿器科、眼、耳、リハ、歯口、歯、矯歯、外、呼外、心臓、消外、乳、小外、肛外、整、脳、形、皮、アレ、放射線診療科、病理診断科、臨床検査科、リ膠、感内、東内、ペインクリニック外科	309 床
佐久総合病院 佐久医療センター	中込 3400-28	62-8181	内、呼内、循内、消内、内視、血、糖内、腎、リ膠、腫、感内、緩、心内、移植内科、外、呼外、心臓、消外、乳、小外、肛外、整、脳、形、移植外科、歯口、精、小、皮、泌、産、婦、眼、耳、アレ、リハ、放射線診断科、放射線治療科、麻、救急科、病理診断科、臨床検査科	450 床

別表 11 その他の医療機関（60 箇所） ※佐久医師会からの情報提供による

医療機関名（五十音順）	所在地	電話番号	診療科目
安紀内科クリニック	野沢 236-1	63-1201	内、消
浅科診療所	塩名田 570	58-2100	内、整
あさまコスモスクリニック	長土呂 1198	66-7701	内、腎、循内、透
いまいレディースクリニック	岩村田 2015-1	66-7050	産
おおくら皮フ科	佐久平駅北 18-4	65-9915	皮
岡田医院	協和 6981	53-2123	内、外、小、整
荻原医院	岩村田 1055-2	67-2051	内科一般
こすも内科クリニック	平賀 1927-1	88-7211	内、呼内、消内、
小林内科クリニック	佐久平駅北 19-1	66-0500	内、循、呼、胃
小松耳鼻咽喉科クリニック	岩村田 1311-9	66-6300	耳
小山医院	野沢 194-1	62-2133	内、小、麻
こやまクリニック	蓬田 232-1	58-2233	小、内
斎藤産婦人科医院	中込 1985-1	62-0823	産
坂戸クリニック	中込 3827-23	63-6323	内、胃、消
佐久心臓血管クリニック	岩村田 2080-1	67-0022	循内、内、心臓
佐久平エンゼルクリニック	長土呂 1210-1	67-5816	生殖医療、婦
佐久平こころのクリニック	佐久平駅南 14-6 新日本ビル 102	68-8556	精、心内
佐久平スカイ眼科	佐久平駅南 6-4 1 階東	78-3936	眼
佐久平整形外科クリニック	岩村田 1311-7	66-7150	整、リハ、リウ、ペイン外来

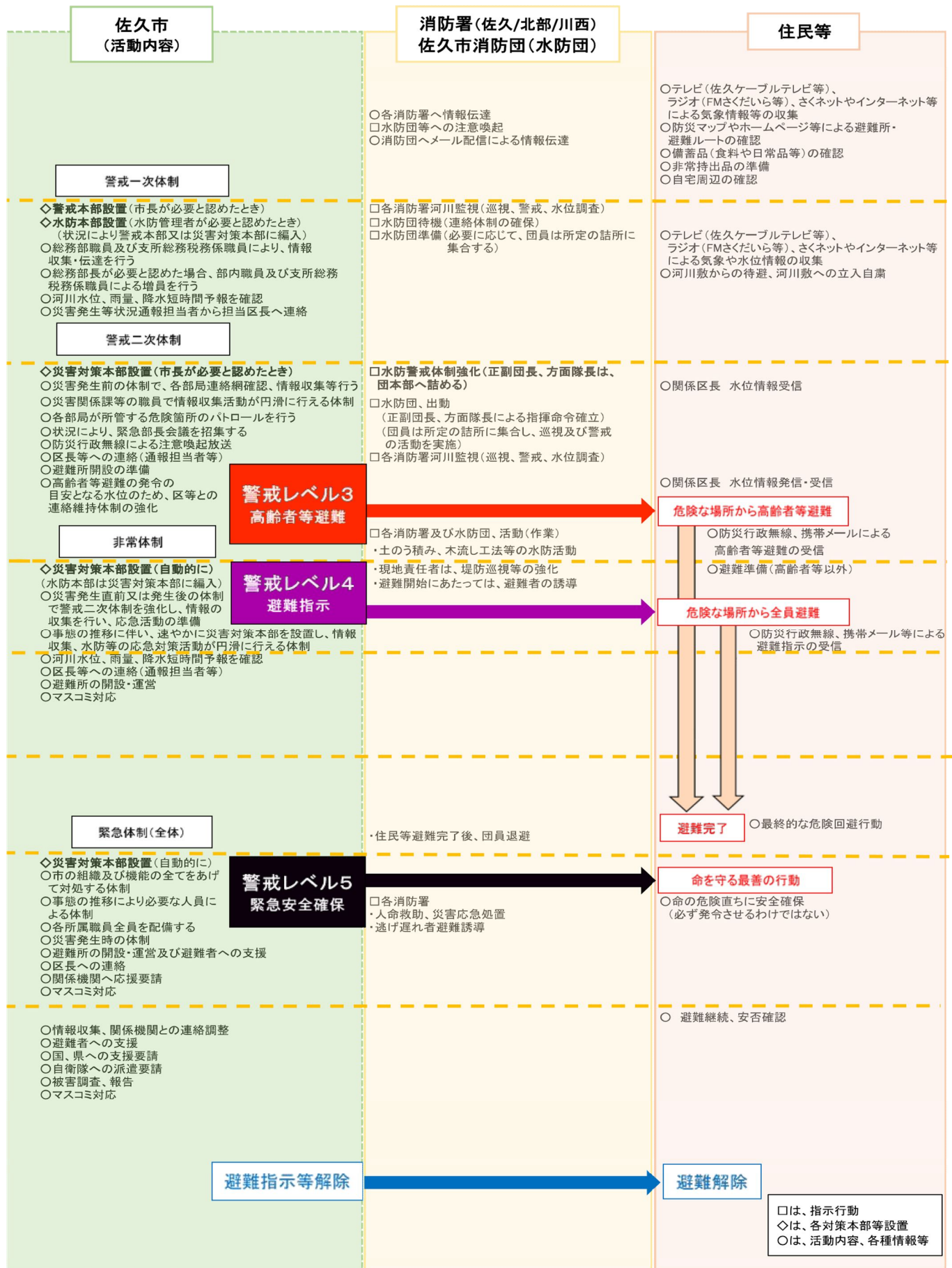
別表 11 その他の医療機関（続き）

医療機関名（五十音順）	所在地	電話番号	診療科目
佐久平透析クリニック	岩村田 1350-5	65-7700	泌、内、透
佐久平ファミリークリニック 内科・消化器科	岩村田 1315-1	88-7200	内、消、呼、小、アレ、各種検診
佐久平みゆき眼科	佐久平駅南 11-10 イオンモール佐久平 1 階	68-5422	眼
佐久平よつばクリニック	佐久平駅北 27-1	66-0428	形、美容皮膚科
佐久中央医院	中込 3119-1	63-1001	小、内、アレ
佐久長土呂クリニック	長土呂 803-26	68-7899	内、小、消
さくらこどもクリニック	佐久平駅北 18-1	78-3232	小
さとう泌尿器科クリニック	岩村田 1801-1	68-2233	泌
しのはら消化器内科クリニック	瀬戸 3514	63-1107	内、消内
しのはら形成・皮ふクリニック	岩村田 2104 - 1	67-8825	形、皮
関口小児科医院	中込 1-25-2	62-7151	小
関口内科クリニック	中込 405	63-5100	内、胃、内視
相馬医院	野沢 194-7	62-0365	内、小
相馬北医院	野沢 258-2	62-1541	内
高橋医院	望月 133-8	53-2366	内、外
たかみ耳鼻咽喉科クリニック	長土呂 425-1	67-8733	耳
田嶋クリニック	臼田 1652 - 1	81-5151	内、消内、呼内、アレ
たばたクリニック	平賀 2366-2	63-2821	内、神内
たむらペインクリニック	臼田 2292- 1	82-3981	麻、内
つかばらクリニック	塚原 1894-1	66-1711	内、皮
つつみハートクリニック	臼田 476-1	82-0223	内、循、呼、消、アレ
角田医院分院	岩村田 3162-36	68-0550	内、小、呼内、糖内、アレ、小児整形外科
てらおかクリニック	甲 1062-2	51-5222	内、リハ
都甲クリニック	三塚 191-36	64-1050	胃、内、外、肛
中澤眼科クリニック	中込 3639-32	62-0157	眼
ながうら整形外科クリニック	小田井 755-3	67-8055	整、リハ、リウ
ねむの木公園クリニック	佐久平駅北 12-3	67-8866	心内、神経、神
野澤医院	平賀 5340	62-0272	内、外、小、皮
のざわ整形外科	岩村田 2193-1	88-6025	整、リウ、リハ
博愛こばやし眼科	取出町 127-3	63-1300	眼
はせがわ皮ふ科クリニック	岩村田 1801-2	78-3116	皮、小児皮膚科、アレ、外
フルタクリニック	中込 3611-208	63-0202	内、循内、呼内、アレ、心臓
増田医院	岩村田 2381-12	66-0303	内、外、胃、乳、甲
まつざきクリニック	猿久保 335-13	66-6677	内、外、小
三木クリニック	岩村田 2013-4	77-7376	内、脳神経内科、心内
みさと皮フ科クリニック	臼田 1114-6	78-3132	皮
水嶋クリニック	原 567-8	63-5353	内、小、整、心内、皮、婦
みついくクリニック	新子田 866	66-6806	内、外、整、皮、消
みらい・そだちクリニック	中込 3232-1	77-7660	心内、精
柳澤クリニック分院	佐久平駅北 21-4	78-3355	内、整、リハ、循内
わかば内科クリニック	中込 3284-2	67-6655	内、循内、呼内、消内、糖、アレ

【千曲川他】

	気象情報 長野地方気象台	長野県建設部 河川課・砂防課	佐久建設事務所	佐久市 (活動開始基準)
3日前	-72h 気象庁台風に関する記者発表 長野県気象情報第1号 長野県気象情報第2号			
2日前	-48h 長野県気象情報第3号 長野県気象情報第4号 大雨、洪水注意報		○施設(ダム・水門・排水機場等)の点検・操作確認 ○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保 ○連携体制の確認 ○協力機関の体制確認	
1日前	-24h 長野県気象情報第5号	警戒レベル		警戒一次体制
-9h	長野県気象情報第7号	【共同発表】 水防団待機水位到達 レベル1 下越水位観測所(水位1.0m)、 塩名田水位観測所(水位2.2m)	水防警報(待機、準備) * 水防団待機水位に達し、なお、上昇するおそれがあるとき	○大雨、洪水警報の発表 ○(台風接近時)大雨注意報、洪水注意報の発表 ○大雨、洪水等注意報が発表され、災害発生のおそれのあるときで総務部長が必要と認めたとき ○(気象庁の事前情報)24時間降水量が150ミリ程度の見込み
-7h	長野県気象情報第8号	【共同発表】 洪水予報(氾濫注意情報)レベル2 氾濫注意水位到達 下越水位観測所(水位1.7m)、 塩名田水位観測所(水位3.0m) 横根水位観測所(水位1.3m)	水防警報(出動) * 氾濫注意水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき	警戒二次体制
	大雨特別警報	【共同発表】 洪水予報(氾濫警戒情報)レベル3 避難判断水位到達 下越水位観測所(水位2.2m)、 塩名田水位観測所(水位3.3m)	水防警報(状況) * 既に氾濫警戒水位に達し、越水、漏水、堤防の崩れ、亀裂等の起きるおそれがあるとき	○警戒一次体制の状況下で、市長が必要と認めたとき ○水防警報の発表 ○河川水位が避難判断水位(レベル3)に到達 ○(気象庁の事前情報)24時間降水量が200ミリ程度の見込み ○台風が、県内に接近又は通過すると見込まれるとき ○土砂災害警戒情報の発表
-2h	長野県気象情報第9号	【共同発表】 洪水予報(氾濫危険情報)レベル4 氾濫危険水位到達(レベル4) 下越水位観測所(水位2.6m)、 塩名田水位観測所(水位3.9m)	水防警報(状況) * 既に氾濫危険水位を超え、越水、漏水、堤防の崩れ、亀裂等の起きる恐れがさらに深まったとき	非常体制
-1.5h				○大雨特別警報の発表 ○河川水位が氾濫危険水位(レベル4)に到達 ○次の状況下で、市長が必要と認めたとき ・局地的な災害が発生したとき ・大規模な災害が、発生するおそれのあるとき ○(気象庁の事前情報)24時間降水量が250ミリ程度の見込み ○令和元年東日本台風(台風第19号)と同程度の災害が発生するおそれのあるとき ○災害発生直前の体制 ○土砂災害警戒情報が発表され、さらに災害が発生するおそれのあるとき
-1h				
0h	堤防天端水位到達、越流 氾濫発生	【共同発表】 洪水予報(氾濫発生情報)レベル5	水防警報(状況) 堤防天端水位到達、越水(越流)し、氾濫発生	緊急体制(全体)
+1h				○大規模な災害が発生したとき ○市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれのあるとき ○(気象庁の事前情報)24時間降水量が300ミリ以上の見込み
+2h	大雨特別警報から 大雨・洪水警報へ	○災害応急対策要請 →協定業者	○災害応急対策要請→協定業者 ○被害状況・調査結果等の公表	
+3h	大雨・洪水警報から 大雨・洪水注意報へ		水防警報(解除)	
+9h	大雨、洪水注意報解除			
+18h				

台風の接近・上陸に伴う洪水を想定した、佐久市の職員体制、活動内容及び避難指示の発令(時間帯は想定)に着目した行動のイメージ



公 用 負 担 命 令 書

第 号

次のとおり、水防作業のため することを命ずる。

令和 年 月 日

佐久市水防管理者 柳田 清二

1 目的物の種類 員数

2 負担の内容 使用、収用、処分

キ リ ト リ 線

受 領 書

様

第 号の公費負担命令書を受領しました。

令和 年 月 日

氏名

印

水 防 活 動 実 施 報 告 書										
令和 年 月 日										
佐久市水防本部長 様										
第 分団長										
出 水 の 概 要		川 水位： m 雨量： mm								
水 防 実 施 箇 所		川 左右： 岸 地先： m								
日 時		自 令和		年 月 日		時 時				
出 動 人 員		消防団員： 人				合計： 人				
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法		箇 所： m								
		工 法：								
水 防 の 結 果	効 被 果 害	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	その他	
		m	m	m	戸	m	m	人		
		m	m	m	戸	m	m	人		
使 用 資 器 材	土 の う					居住者の 出場状況				
	蛇 籠									
	鉄 線									
	縄					水防関係者の 死傷				
	シ ー ト									
	竹									
	杭					雨量、水位の状況				
そ の 他										
水 防 活 動 に 関 する 教 訓										
備 考										

佐久市水防協議会委員

関係行政機関

	機関職名	氏名	所在地又は住所	電話番号 (0267)
1	佐久市長 会長	柳 田 清 二	中込 3056	62-2111
2	佐久市副市長 職務代理者	畠 山 啓 二	中込 3056	62-2111
3	東信森林管理署長	佐 野 周 二	臼田 1822	82-2036
4	佐久地域振興局長	原 啓 明	跡部 65-1	63-3111
5	佐久建設事務所長	大 瀬 木 弘	臼田 2015	82-3101
6	佐久保健福祉事務所長	小 林 良 清	跡部 65-1	63-3162
7	佐久警察署長	布 施 谷 昌	岩村田 1156-2	68-0110
8	佐久市消防団長	沖 田 修 一	中込 2947	64-4119

公共機関及び団体等

	機関 職名	氏名	所在地又は住所	電話番号 (0267)
9	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 小海線統括センター所長	中 村 麻 紀	中込 2021-2	63-1202
10	中部電力パワーグリッド株式会社 佐久営業所長	小 山 如 信	跡部 167-1	63-6828
11	佐久水道企業団局長	上 原 紀 之	跡部 101	62-1290
12	佐久市区長会長	柳 澤 本 樹	瀬戸 1699-1	62-3002
13	佐久市赤十字奉仕団委員長	新 津 常 彦	入沢 401	64-2426
14	佐久市土地改良区事務局長	篠 原 仁	中込 3056	62-7324
15	佐久平土地改良区事務長	小 林 雅 弘	跡部 101	62-0471
16	佐久市建設業協会会長	矢野健太郎	望月 30-1	53-2345
17	佐久医師会長	雨 宮 雷 太	原 569-7	62-0442
18	佐久保育協会会長	岩 田 有 正	三分 37-1	67-2287
19	居宅介護支援事業者連絡協議会会長	石川理恵子	桑山 1241-1	58-2324
20	佐久市消防委員会委員	金井百合子	中込 2947	64-4119

幹事

	機関職名	氏名	所在地又は住所	電話番号 (0267)
1	佐久市総務部長	重 田 善 行	中込 3056	62-2111
2	佐久市企画部長	東 城 洋	中込 3056	62-2111
3	佐久市市民健康部長	武 者 新 一	中込 3056	62-2111
4	佐久市環境部長	木 内 雅 弘	中込 3056	62-2111
5	佐久市福祉部長	遠 藤 修	中込 3056	62-2111
6	佐久市経済部長	中 澤 幸 二	中込 3056	62-2111
7	佐久市建設部長	小 池 誠	中込 3056	62-3427
8	佐久市会計局長	永 岡 正 善	中込 3056	62-2111
9	佐久市議会事務局長	丸 山 善 範	中込 3056	62-3495
10	佐久市学校教育部長	佐々木和弘	中込 3056	62-3478
11	佐久市社会教育部長	工 藤 隆 雄	中込 3056	62 - 0671
12	佐久市立国保浅間総合病院事務長	角 谷 秀 敏	岩村田 1862-1	67-2295
13	佐久市臼田支所長	平 林 照 義	臼田 89-3	82-3111
14	佐久市浅科支所長	村 井 聡	甲 1359-3	58-2001
15	佐久市望月支所長	春山也寸志	望月 263	53-3111

書記

	機関職名	氏名	所在地又は住所	電話番号 (0267)
16	佐久市総務部危機管理課長	金 井 靖	中込 3056	62-2111
17	佐久消防署長（兼）危機管理課専門幹	堀 田 正 志	中込 2947	64-4119
18	佐久消防署副署長（兼）危機管理課課長補佐	小 林 幸 啓	中込 2947	64-4119
19	佐久市総務部危機管理課課長補佐	滝 澤 紀 子	中込 3056	62-2111
19	佐久市総務部危機管理課危機管理係長	佐 藤 顕 士	中込 3056	62-2111
20	佐久市総務部危機管理課課長補佐（兼）消防団係長	池 田 昌 明	中込 2947	64-4119

佐久市水防計画

令和6年12月

(発行) 佐久市

編集 佐久市役所総務部危機管理課 消防団係 (佐久消防署内)